

# 情報通信基盤整備推進事業 実施マニュアル

平成28年5月  
総務省  
総合通信基盤局

## 【目次】

I	総論	2
1	本マニュアルの位置づけ	2
2	創設の背景	2
3	施策の基本的考え方	2
4	交付金事業の全体フロー	3
II	補助事業構築マニュアル	4
1	需要調査	4
2	地域の振興又は整備に関する計画との整合	5
3	運営体制の検討	5
4	庁内推進体制の整備	6
5	ランニングコストの負担に関する考え方	6
6	公設民営を採用する場合の留意点	7
III	交付申請事務マニュアル	8
1	支援対象地域・交付金事業主体	8
2	事業実施期間	9
3	交付対象範囲・経費	10
4	当該交付金事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	22
5	交付額	26
6	交付申請書の作成と確認のポイントについて	27
7	情報通信基盤整備推進事業の整備計画書の作成について	38
IV	交付決定後について	40
1	契約について	40
2	計画変更等について	40
3	差金回収について	42
V	実績報告事務マニュアル	46
1	実績報告書の作成について	46
2	経理等について	48
VI	ケーススタディ	64
VII	Q & A	67
	付録：交付要綱様式記載例	78

## I 総論

### 1 本マニュアルの位置づけ

情報通信基盤整備推進事業の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（総基高第11号（平28.4.15）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて補助事業を実施するものとする。

### 2 創設の背景

我が国が「人口急減・超高齢化」に向かう中、医療・教育等の社会的課題の解決や地方創生に資するICT基盤は、その重要性がますます高まってきている。こうした中、ICT基盤の整備については、競争原理下での民間事業者による整備を基本としつつ、地理的に条件不利な地域における整備には国庫補助による支援を行ってきた。

この結果、平成27年3月末時点で、超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は約100%、光ファイバ等の固定系超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は99.0%となっている。

今後、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するためには、固定系超高速ブロードバンド未整備地域に対し、「引き続き公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要」である。（2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―平成26年12月情報通信審議会答申）

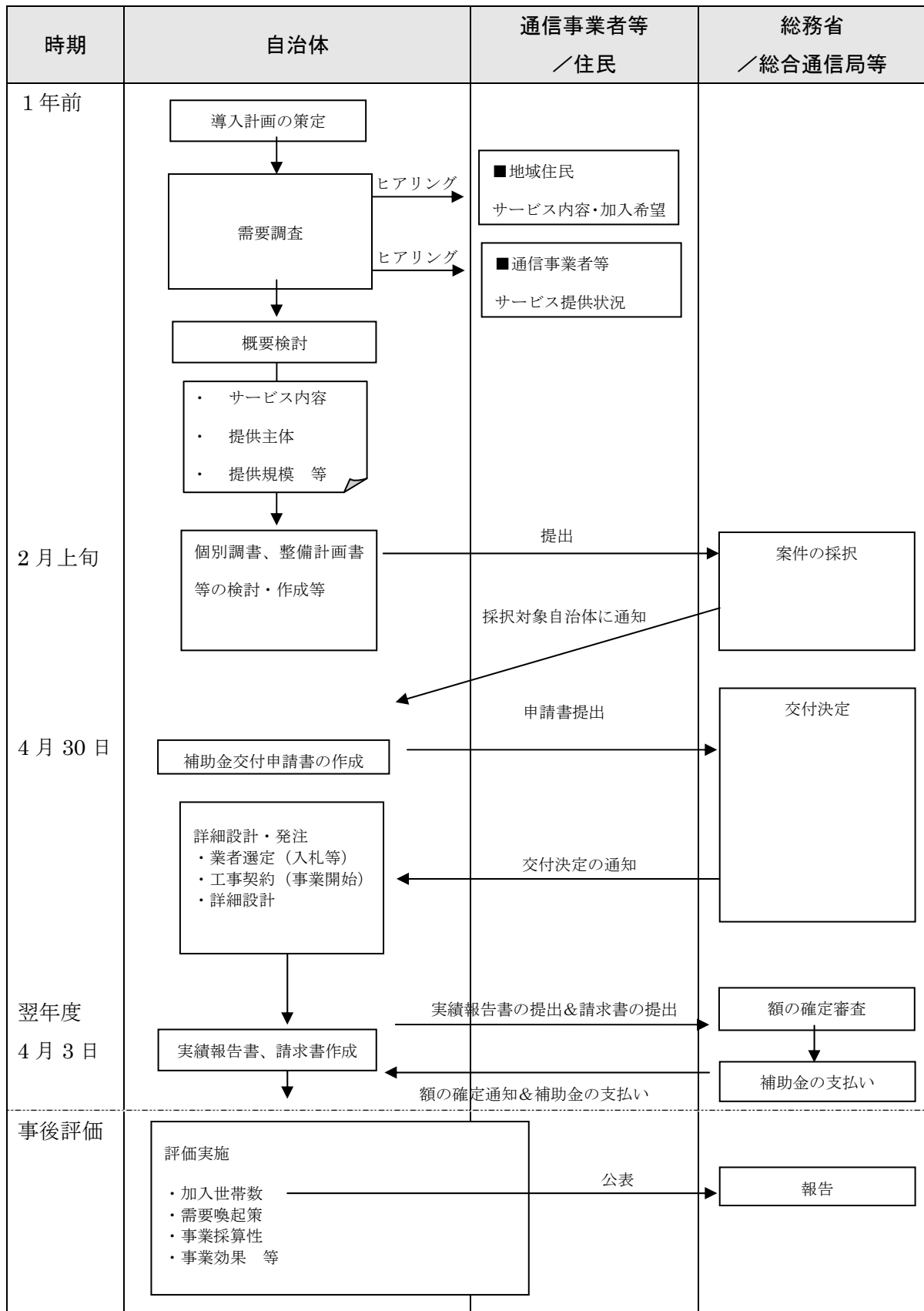
このため、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備に関し、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助することとしたものである。

### 3 施策の基本的考え方

情報通信基盤整備推進補助金（以下「補助金」という。）は、上記背景を踏まえ、超高速ブロードバンドに係る基盤整備の一層の促進を図ることを目的として創設されたものである。

本事業においては、超高速ブロードバンド基盤の整備を行うべく、地域が抱える課題解決の手段となり得る情報通信基盤の整備を支援することとしている。これにより、地方公共団体等は各地域の特性に応じて基盤整備を行うことが可能となる。

4 補助事業の全体フロー



## II 補助事業構築マニュアル

本章では本事業を申請するにあたり、申請前から整備後における留意点並びに具体的な方法について示す。

申請前における留意事項としては、超高速ブロードバンドサービス未提供地域を把握し、ブロードバンドサービスの提供が見込めない地域に対して、住民のニーズを把握した上で、必要なインフラを整備する計画を立てるだけでなく、運営主体や運営方法、地方創生や地域活性化を図る上での活用方法（これらに関連する計画への位置付け等を含む。）など整備後における体制・活用方策などについて十分な検討をしておくことである。

### 1 需要調査

#### 《目的》

超高速ブロードバンドサービス未提供の地域住民や地域の事業者が超高速ブロードバンドサービスをどの程度望んでいるのかを調査する。この調査により、サービス内容（回線スピード等）や利用料金など住民のニーズを引き出し、年度別整備計画や運営体制、方法を検討する際の参考となる重要な調査である。

#### 《方法》

- ・質問紙（アンケート）による調査
- ・面接（インタビュー）による調査

#### 《手法》

- ・郵送調査（アンケートを郵送）
- ・電話調査（質問表を基にヒアリング）
- ・FAX調査（アンケートを各家庭にFAXで送付しFAXで回収）
- ・地区訪問調査（地区の住民を集会場などに集めインタビュー）
- ・個別訪問調査（個別に住民宅を訪問しインタビュー）

#### 《アウトプット》

- ・サービス別加入数（年度別）
- ・回線スピード（30M以上、100M）
- ・アプリケーションの利用意向（議会映像配信、高齢者見守りなど）
- ・料金

#### 《調査のポイント》

- ・超高速ブロードバンドサービスに加入する意思があるかどうか、意思があるなら整備後いつ加入するかを明確に回答してもらい、年度別の整備計画が立てられるような質問にする。
- ・既存サービスを参考に料金を提示する。  
サービス内容（回線スピード等）について具体的な質問をする。

## 2 地域の振興又は整備に関する計画との整合

本補助事業は地域の活性化を図っていく上で必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するものであり、地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画において、本事業の位置付けや本事業によりもたらされる効果等について整合していることが必要である。

## 3 運営体制の検討

下表のサービス提供モデルを参考にサービスの運営をどのように実施するのかを検討する。

サービス提供モデル		スキームイメージ	スキーム概要
公設公営型			電気通信事業者の登録又は地方公共団体が、自らサービスの提供を行うもの。
公設民営型	卸電気通信役務		電気通信事業者の登録又は届出を行った地方公共団体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
	IRU		地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約(IRU契約)を行うことにより、光ファイバ等を芯線単位で貸与するもの。
民設民営型			※交付対象外 民間電気通信事業者への間接補助による整備スキームは想定していない。また、公設した施設を譲渡することも想定していない。

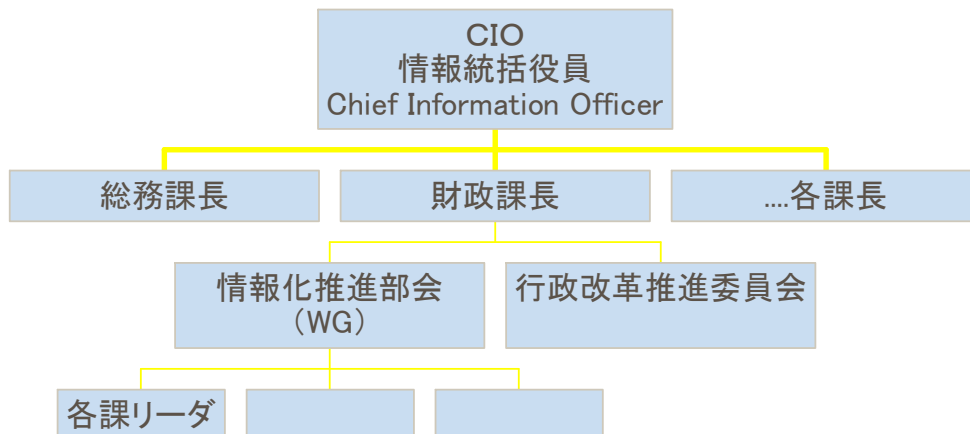
※運営体制を検討する際、電柱の支障移転や施設・設備の修繕、維持、更改費用などの整備後にかかる費用や住民の負担額、採算性について十分に協議し合意の上で決定する。

※民設民営型での民間電気通信事業者とは、ここでは民間事業者を指す。

#### 4 庁内推進体制の整備（自治体スキーム）

施設・設備の有効活用、責任体制の明確化、運用ルールの確立、セキュリティポリシーの策定等のため、自治体の庁内推進体制を整備することが望まれる。

【庁内推進体制のイメージ】



#### 5 ランニングコストの負担に関する考え方

本事業は、超高速ブロードバンド環境の整備に係る初期インフラ整備コストに対して補助を行うものであり、当該設備の維持に係るいわゆるランニングコストについては、別途その負担方法等を検討する必要がある。本事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者が超高速ブロードバンドサービスを提供する場合、超高速ブロードバンド基盤の所有者である地方公共団体、超高速ブロードバンドサービスの運営者である電気通信事業者の双方でランニングコストを負担することが想定されるが、その負担割合、負担方法等について、事前に当事者間で調整しておくことが望ましい。例えば、地方公共団体が IRU 契約により電気通信事業者に対して超高速ブロードバンド基盤を貸し付けるケースにおいては、地方公共団体が当該電気通信事業者から徴収する施設の貸し付けの対価について、ランニングコストの全部又は一部を反映させたものとする 것도可能。

なお、公設公営型、公設民営型それぞれについて、施設の維持管理に要する経費の一部について、別途、特別交付税措置を講ずることとしている。

《想定されるランニングコストとしては、主に以下のものがある》

- ・光ファイバケーブルを共架する電柱使用料、支障移転費用
- ・光ファイバケーブル、機器の保守維持費用
- ・その他（地方公共団体が住民に対して超高速ブロードバンドサービスを提供する場合の対外接続に係る費用等）

## 6 公設民営を採用する場合の留意点

市町村が本補助金で整備された光ファイバ等（光ファイバケーブル及び関連機器）は事業を実施した市町村の所有する財産となり、各市町村は地方自治法の規定に基づき、適切に管理することが必要である。

また、契約手続きの透明性確保、通信事業者等の公平な参入機会の確保に留意する。



### Ⅲ. 交付申請事務マニュアル

#### 1 支援対象地域・補助事業主体

##### (1) 支援対象地域（条件不利地域の定義）

次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において補助事業を行うものを対象とする。

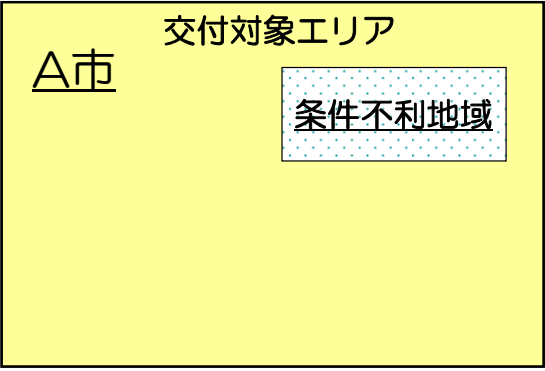
① 過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。
② 辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。
③ 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島※、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄をいう。
④ 半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。
⑤ 山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。
⑥ 特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。
⑦ 豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。

##### (2) 補助事業主体

補助事業主体は、(1)に掲げる条件不利地域を含む市町村※又はその連携主体とする。

※：一部事務組合、広域連合を含む。

(3) 交付対象地域の事例

<p>ア. 単独自治体による事業例</p>  <p>条件不利地域を含む自治体の事業であれば、その自治体全体を対象エリアとすることが可能</p>	<p>条件不利地域を含む自治体の事業であれば、その自治体全体を対象エリアとすることが可能</p>
--	--

(4) 公設民営について

市町村が補助金で整備した施設の運営を民間事業者に委託する公設民営方式を採用することが可能である。その場合であっても、補助金上の事業主体は当該市町村となることに注意のこと。

## 2 事業実施期間

(1) 単年度事業

補助事業は単年度事業である。従って、原則年度内に事業が完了してはならない。この場合、事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることを言う。つまり、単年度で事業が完結してはならない。

(2) 工事の期間内実施について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに終わることが必要である。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項第5号及び交付要綱第10条に基づき、当該事業変更の発生後すみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

(3) 年度内執行について

補助事業は当該事業年度に終わることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項第5号及び交付要綱第10条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

### 3 交付対象範囲・経費

#### (1) 想定されるサービスメニュー

##### ①サービス

- ・高速インターネット接続サービス
- ・以下に用いられるネットワークサービス
  - ・遠隔医療サービス
  - ・遠隔教育サービス
  - ・行政による防災情報の提供サービス
  - ・図書館検索情報や行政オンライン手続きなどの行政サービス

等

##### ②実現手段

- ・F T T H (Fiber To The Home)  
光ファイバを公共施設や各家庭に引き込み、高速なインターネット・アクセス網を構築する。
- ・H F C (Hybrid Fiber Coax)  
基幹部分に光ファイバを用い、支線には同軸ケーブルを用いてケーブルインターネット網等を構築する。
- ・無線  
FWAなどの無線アクセス網を構築する場合や基幹網部分において無線中継する場合などがあげられる。

その他、地域の地理的環境や地域の振興又は整備に関する計画、住民ニーズなどを考慮し、組み合わせてサービスの検討、実現手段の検討を実施すること。

## (2) 交付対象範囲・経費

(ポイント)

- i 整備しようとする施設・設備が事業の目的の達成に合致しているか。
  - ・個々の事業内容にかんがみて、その事業の目的の達成に必要なでない施設・設備は、たとえ本項の①～③に該当するものであっても、交付の対象とはならない。(使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等)
- ii 整備した施設や設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
  - ・ICT 関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、整備した設備が、十分な効果が発揮できなくなることはないように注意のこと。
- iii 重複投資になっていないか。
  - ・遊休している施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまう・既存サービスエリアに事業を行ってしまう、など結果として重複投資とならないように注意すること。
- iv 既存のインフラを有効活用できているか。
  - ・既存の地域公共ネットワーク等を活用するなど、積極的に既存インフラを活用すること。
- v 用地取得費・道路費(②)や附帯工事費(③)は、補助事業の実施に必要な最低限の費用であるかどうか。
  - ・補助金で整備しようとしている施設・設備に関係のない用地の取得や工事(調査設計や工事)に係る費用が含まれていないように注意すること。

①本体施設・設備費

事業を実施する上で中核となるものの設置に要する経費

メニュー	内容
光電変換装置	加入者系光ファイバ網等において、光信号と電気信号を変換するための装置であって、局舎側や無線アクセス装置及び、加入者宅側に設置される装置（集合メディアコンバータ、宅内メディアコンバータ、局内光終端装置（OLT）、光加入者終端装置（ONU）、宅内WDMカプラ等）
光成端架	光ファイバケーブルを成端処理するための架
線路設備（中継装置及び分岐装置含む）	局舎から加入者宅までデータ等を伝送するための線路設備のこと。 ○線路（光ファイバケーブル（注1）、同軸ケーブル、ノード、増幅器、クロージャ、カプラ、保安器等） ○中継装置（海底中継装置、無線中継装置等を含む） ○分岐装置／海底分岐装置（スプリッタ等） 等
送受信装置	線路設備を通じてデータや映像等のやりとりを可能にするための装置のこと。事業を実施するにあたり必要なサーバ、セキュリティ対策用装置及びその筐体等を含む。 ○ルータ ○ファイアウォール ○L2/L3スイッチ ○サーバ メール、DNS、Proxyサーバ、ウィルス防御サーバ等の通信関連サーバ
ヘッドエンド装置	ケーブルテレビ局と接続された外部のネットワークからくる、IPデータを含む各種のデータを分配する機能をもつもの。
無線アクセス装置	各種データや映像情報等を、電波により送受信可能な形式に変換するなど、アンテナを経由してデータや映像情報等の送信・送受信を行う設備で、送信・送受信設備とアンテナ設備で構成される装置（アクセスポイント装置、加入者無線ターミナル装置等）
鉄塔	無線アンテナ設備を設置する設備

光ファイバケーブルの整備にあたっては、別紙1「光ファイバケーブルの整備  
(使用) 計画について」を参照

②附帯施設・設備費

本体施設又は設備に付随して効用を發揮する施設又は設備の設置に要する費用

メニュー	内容
局舎施設 (注1) (注2)	<p>局舎施設とは、本事業において通信の基点及び中継拠点となる施設を指す。</p> <p>○屋内設置型            施設内の一部に中継機器およびラック等を設置する。</p> <p>○屋外設置型            屋外に専用ボックスや施設を設置する。</p> <p>○鉄塔取り付け型            中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置する。</p> <p>局舎施設の整備については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。</p> <p>○単独建物            事業を実施するにあたり最低限必要な局舎施設整備事業費が支援対象となる。</p> <p>○合築他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象となる。</p> <p>また支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床上げ工事…電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事等</li> <li>・ 空調設備工事…空調機の設置工事、配管工事等</li> <li>・ 電気設備工事…電源の増設工事、配線工事等</li> <li>・ 躯体補強工事…床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等</li> <li>・ 内装工事…間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事等</li> <li>・ 撤去工事…配線の撤去工事、産廃処理費用等</li> </ul>
外構施設	<p>局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、排水設備、舗装等。</p>
電源供給施設	<p>局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備のこと。</p> <p>○受電設備：受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、P S柱等</p> <p>○電源設備：予備電源、耐雷トランス、整流器、無停電電源装置等必要十分な発電能力があること。</p>

構内伝送路	局舎等において整備する送受信装置等の出力信号を受信するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○LANケーブル ○構内光ケーブル ○UTPケーブル ○ルータ ○L2/L3スイッチ 等
管理測定装置	通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理および測定する装置のこと。 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 等
大臣が別に定める施設・設備	上記附帯施設を設置する際、必要となる経費（交付要綱補足事項別紙参照）

注1) 局舎施設について、他者から建物等を借り受ける場合には、目的に沿った形で相当程度の間使用できることが明確に定められていること（長期の賃貸契約が維持されている、所有者と実施主体の間に協定書がある等）が必要である。

注2) 局舎施設には以下のケースで整備する施設を含む。

・簡易BOX

通信事業者の交換局に隣接した場所に整備する施設

・陸揚局

情報通信基盤を整備する離島に敷設した海底光ケーブルとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・自治体ボックス

設備を中継地点に配置するための収容施設 等

③用地取得費・道路費

用地取得費・道路費	局舎、新設電柱などを建設する際に必要最低限の用地・道路について支援対象とする。 ○用地取得費 ○取り付け道路整備費 原則として最短の経路で構築し、それができない場合に限り、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。
-----------	--



#### ④附帯工事費

附帯工事費	本補助事業の工事全般に係る以下の経費のこと。 ○調査設計費（注1） 交付決定後に実施する現場調査、詳細設計 等 ○施工・構築費（注1） ○改修補強費 施設および電柱（自営柱、電力柱、N T T柱等）等の改修・ 補強に係る費用等 ○整備と一体的に実施する撤去費用（注2） ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
-------	---

（注1）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

（注2）撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。

(3) 交付対象とならない経費等

	交付要綱で交付対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの
	交付要綱で交付対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	例外として、別紙1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」を参照。
予備機器	但し、法令等で予備機器の設置が義務付けられているなど必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工については、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう。（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。）
アプリケーションシステム	遠隔医療や遠隔教育サービス・行政サービスを提供するために局舎施設に構築されるアプリケーションシステム関連の経費（ハード、ソフトウェア）
ソフトウェア	但し、別紙2参照
ランニングコスト	例えば、以下のものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○共架費（電柱使用料）</li> <li>○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費用</li> <li>○光ファイバケーブル等の共架やF W A機器設置のための電柱使用料、支障移転費用</li> <li>○管路使用料</li> <li>○コロケーション（通信事業者の局内に通信機器を設置する）費用</li> <li>○電波利用料</li> <li>○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時の漁業補償等）</li> <li>○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の市町村外のインターネット接続事業者との接続に係る費用</li> <li>○リース（リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等）によるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用 等

## 光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

## 1 将来使用計画分の整備について

光ファイバケーブルについては、将来計画が明確であれば、事業完了の翌年度内に供用されていなくても補助金の対象として認められる。例えば、1期目でA地区、2期目でB・C地区を整備する場合、センター局～地点01までの交付対象芯数80芯のうち、28芯は2期目に使用することとなるが、光ファイバケーブルの敷設費の追加投資を避けるために、1期目に整備することが可能としたものである。この場合、可能となるのは、2期目のケーブルのうち、1期目と同一ルートに敷設する部分である。ここで注意しなければならないのは、将来計画があれば何から何まで認めるというものではない。したがって、1期目のケーブルと同一ルート上にないケーブルについては、使用計画が明確であっても交付対象とならないので注意が必要である。（別紙1-2参照）

## 2 必要芯線数の積算について

必要芯線数の算出にあたっては、世帯数や接続施設数等を基本に、利用目的別（通信・放送・公共サービス（地域公共ネットワーク）※予備芯も含む）を積上げ、その上で敷設芯数を算出すること。したがって、整備した芯線を「交付対象芯数」としてカウントする場合は、全部の芯線が使用されることが原則である。但し、単独事業整備がない場合のみ、既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「交付対象未使用芯数」へカウント可能。（別紙1-3参照）

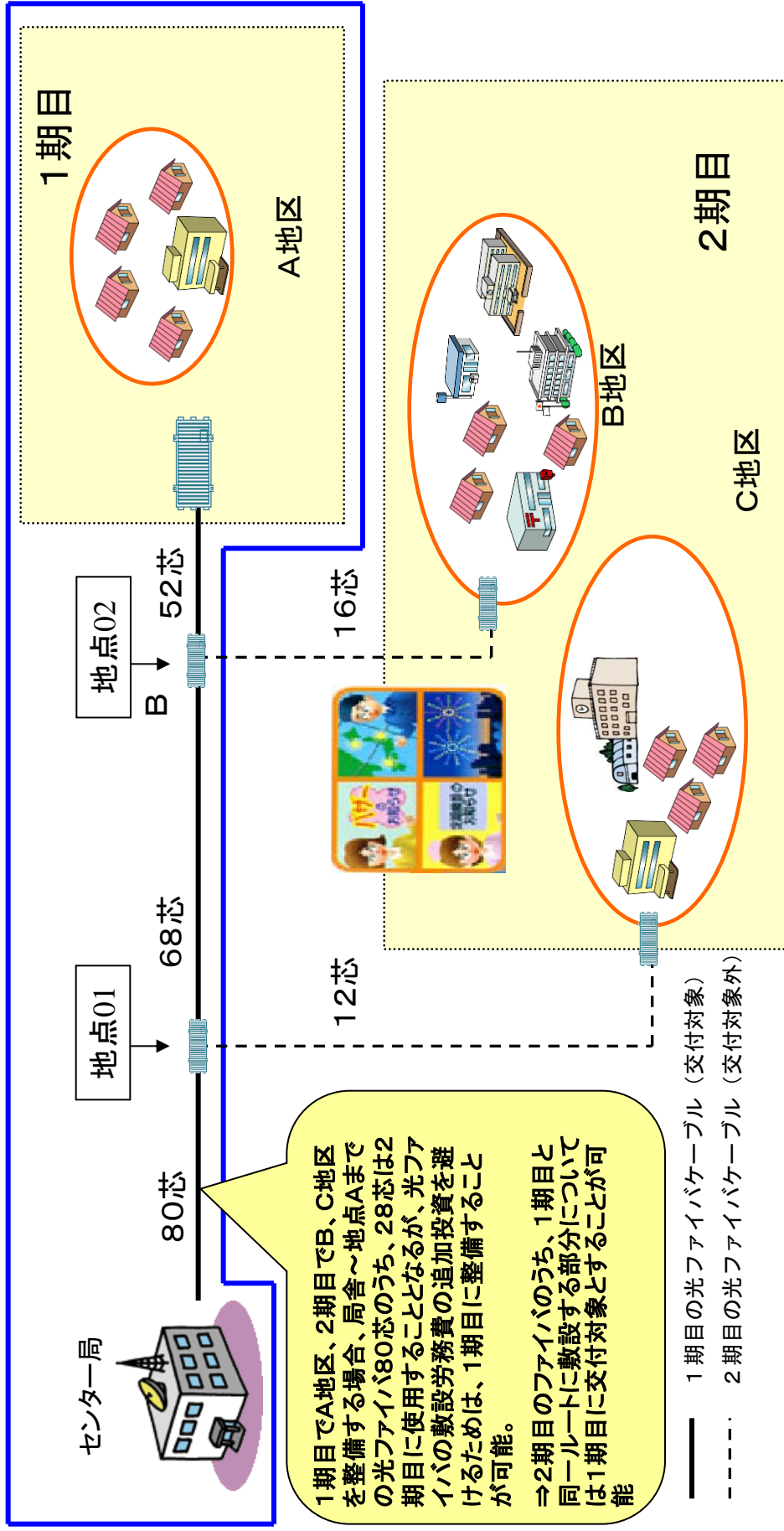
No.	区間	ケーブル種別	距離(m)	敷設芯数(テープ数)	交付対象芯数	交付対象使用数		交付対象外芯数	交付対象未使用芯数(テープ数)	備考
						通信芯	保守芯			
(1)	〇〇町センター～01	セイタン	100	100芯(25T)	80芯	48芯	4芯	20芯	28芯(7T)	28芯は平成〇〇年度事業使用数
(2)	01～02	丸型	78	80芯(20T)	68芯	48芯	4芯	12芯	16芯(4T)	16芯は平成〇〇年度事業使用数
(3)	02～03	SSW	123	56芯(14T)	52芯	48芯	4芯	4芯	0芯(0T)	
(4)	03～04	—	150	4芯(1T)	—	—	—	—	—	既設のファイバを利用
(5)	04～05	丸型	222	4芯(1T)	4芯	2芯	1芯	0芯	1芯(0T)	
...	...～...	...	...	...	...	...	...	...	...	

(\*1) 「敷設芯数」、「交付対象未使用芯数」については、テープ数についても記載すること。（上記の例は4芯=1テープ(T)の場合）

(\*2) 光系統図（例としてⅢ6別紙4参照）と一致させること。

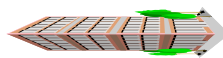
(\*3) 2期目に使用する芯線については、「交付対象未使用芯数」へカウントの上、「備考」に使用芯数と事業年度を記載すること。

# 別紙1-2 将来使用計画分の整備について(補足)



1期目でA地区、2期目でB、C地区を整備する場合、局舎～地点Aまでの光ファイバ80芯のうち、28芯は2期目に使用することとなるが、光ファイバの敷設労務費の追加投資を避けるためには、1期目に整備することが可能。

⇒2期目のファイバのうち、1期目と同ルートに敷設する部分については1期目に交付対象とすることが可能



## 別紙1-3 必要芯線数の積算について(補足)

### ➤ ループ化・二重化

ループ用など緊急時にいつでも切替できる(ホットスタンバイ)状態等にある芯線が該当し、交付対象となる。

### ➤ 保守・障害用

保守や障害等のために必要な芯線については、最低限必要な芯数に限り交付対象となる。

### ➤ 余剰芯

在庫品(既製品)を使用する方が、必要芯線と同数のケーブルを整備するよりもコストが安くなる場合等によって、必然的に余剰芯が発生する場合に限り交付対象となる。

## 交付対象とする具体的なソフトウェア

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入費等は交付対象外となる。ただし、補助事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びびシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト、また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に交付対象とする。

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
① 各サーバー運用に必要なソフト	UPS管理ソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS: Uninterruptible Power Supply (無停電電源装置)
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。(個別サーバー用)【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID: Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名: ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバーに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
② ネットワークシステムの運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWallソフト (ネットワーク監視ソフト)	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバーへのアクセスを、複数のサーバーに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB (Server Load Balancing) 等
	LDAPソフト	イントラネットなどの TCP/IP ネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP: Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス・ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザーやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

#### 4 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり示すほか、具体事例についてはⅦを、費用按分の計算方法の一例については別紙1「按分計算書」を参照のこと。

##### (1) 費用按分

###### ア 費用按分が必要なケース

- ・局舎施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合（放送部分を整備する場合も含む）
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・事業目的内であるが供用開始時期が決まっていない芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を交付対象外とする場合） 等

###### イ 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

###### ウ 費用按分方法の基本的考え方

- ・局舎施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を原則とする
- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を原則とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する（整備対象世帯数、引き込み世帯数等）

##### (2) 対象施設（設備）で区切る場合

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

(3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。



## (1) 設計・装柱・吊線工種適用分

①光ケーブル	②補助金光ケーブル長	③同軸ケーブル	④補助金同軸ケーブル	⑤全ケーブル長	⑥補助金ケーブル長	⑦按分率
40,978m	27,277m	95,376m	91,508m	136,354m	118,785m	87.12%

※ (②+④) ÷ (①+③) = ⑦

## (2) 光ファイバケーブル按分(伝送路)

①全芯数	②補助金対象芯数	③距離	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤按分金額	⑥按分距離	⑦按分率	
4芯	0芯	383m	165	0	0.0m		
4芯	2芯	750m	165	61,875	375.0m		
4芯	4芯	9,610m	165	1,585,650	9,610.0m		
8芯	4芯	3,370m	187	315,095	1,685.0m		
8芯	6芯	1,476m	187	207,009	1,107.0m		
12芯	4芯	1,508m	220	110,587	502.7m		
16芯	2芯	3,331m	267	111,172	416.4m		
16芯	10芯	702m	267	117,146	438.8m		
16芯	14芯	2,892m	267	675,644	2,530.5m		
20芯	12芯	1,042m	278	173,806	625.2m		
20芯	14芯	3,420m	278	665,532	2,394.0m		
24芯	14芯	4,549m	309	819,957	2,653.6m		
28芯	20芯	1,667m	346	411,987	1,190.7m		
32芯	20芯	4,076m	376	957,860	2,547.5m		
44芯	24芯	2,202m	445	534,485	1,201.1m		
計		40,978m		6,747,805	27,277.4m	66.57%	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③=⑥ ⑥計÷③計=⑦

## (3) 光クロージャ接続按分

①全芯数	②補助金対象芯数	③接続数	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤金額	⑥単価	⑦金額	
4芯	2芯	2箇所	19,792	19,792	37,630	37,630	
4芯	4芯	12箇所	19,792	237,504	37,630	451,560	
8芯	4芯	5箇所	20,033	50,083	37,630	94,075	
8芯	6芯	1箇所	20,033	15,025	37,630	28,223	
12芯	4芯	2箇所	20,275	13,517	37,630	25,087	
12芯	6芯	1箇所	20,275	10,138	37,630	18,815	
16芯	2芯	3箇所	20,516	7,694	37,630	14,111	
16芯	10芯	1箇所	20,516	12,823	37,630	23,519	
16芯	14芯	2箇所	20,516	35,903	37,630	65,853	
20芯	12芯	1箇所	20,758	12,455	52,563	31,538	
20芯	14芯	2箇所	20,758	29,061	52,563	73,588	
24芯	14芯	4箇所	20,999	48,998	52,563	122,647	
24芯	16芯	1箇所	20,999	13,999	52,563	35,042	
24芯	18芯	1箇所	20,999	15,749	52,563	39,422	
28芯	16芯	1箇所	21,241	12,138	52,563	30,036	
28芯	20芯	3箇所	21,241	45,516	52,563	112,635	
32芯	20芯	5箇所	21,482	67,131	52,563	164,259	
32芯	22芯	1箇所	21,482	14,769	52,563	36,137	
36芯	22芯	2箇所	21,724	26,552	52,563	64,244	
44芯	24芯	1箇所	22,207	12,113	82,429	44,961	
44芯	26芯	1箇所	22,207	13,122	82,429	48,708	
48芯	24芯	1箇所	22,448	11,224	82,429	41,215	
16芯	2芯	1箇所		121	29,305	3,663	
32芯	20芯	1箇所	1,932	1,208	44,238	27,649	
44芯	24芯	1箇所	2,657	1,449	74,104	40,420	
計		56箇所		728,084		1,675,037	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③×⑥=⑦

## (4) 同軸ケーブル按分(伝送路)

ブロードバンド整備	①距離	②使用する周波数帯域按分	③補助金按分距離
未整備エリア	38,491m	100.00%	38,491m
整備エリア	56,885m	93.20%	53,017m
計	95,376m	95.94%	91,508m

※ ①×②=③

(5) 伝送路設備の按分

項目	設計数量		a 資材		b 工事	
	①未整備エリア	②整備エリア	③単価	④按分金額	⑤単価	⑥按分金額
同軸ケーブル (12C)	38,491	56,885	192	17,569,541	181	16,562,953
給電ケーブル (12C)	2,800	3,500	192	1,163,906	181	1,097,224
ステイタスケーブル (5C)	2,800	3,500	75	454,651	161	975,984
増幅器 (BE)	67	84	119,958	17,428,494	11,445	1,662,825
増幅器 (EA)	27	35	68,367	4,076,049	9,365	558,342
幹線分岐分配器	18	33	14,846	723,833	6,176	301,118
タップオフ (2端子)	248	263	4,885	2,408,876		
タップオフ (4端子)	102	125	4,859	1,061,694	4,084	2,950,336
タップオフ (8端子)	8	3	6,107	65,931		
無停電電源供給器 (320VA)	28	35	239,519	14,519,672	32,138	1,948,210
商用電源引込	28	35	0	0	25,000	1,515,503
接地	128	161	3,549	986,809	6,600	1,835,147
光ノード	6	7	600,000	7,514,415	37,682	471,930
ノード用光ケーブル	6	7	100,000	1,252,403	0	0
光アッテネータ	12	14	10,000	250,481	0	0
光総合伝送路測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
光接続損失測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
増幅器調整	94	119	0	0	14,500	2,971,172
ノード調整	6	7	0	0	14,500	181,598
計				69,476,755		33,526,916

※a (①×③×(5)②) + (②×③×(5)②) =④

b (①×⑤×(5)②) + (②×⑤×(5)②) =⑥

(6) 世帯按分

ブロードバンド整備	①整備済エリア	②未整備エリア	③計	④按分率
世帯数	1,318	768	2,086	36.82%

0.368168744

(7) 面積按分

①局舎内交付対象設備のラック専有面積の合計値(mm <sup>2</sup> )	②局舎内全設備のラック専有面積の合計値(mm <sup>2</sup> )	③按分率 (①÷②)
2,050,810	3,882,775	52.82%

(8) I 1 アエ) ヘッドエンド装置 配線材料の按分

① (ドライバアンブ(SGP3DA12E)～光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (ドライバアンブ(SGP3DA12E)～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
16,953,147	18,190,000	93.20%

(9) I 1 アキ) 光成端架 配線材料の按分

① (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4F0)までの交付対象部分の合計値)	② (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4F0)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
189,000	378,000	50.00%

(10) I 1 アク) 線路設備・伝送設備 雑材料の按分

① (装柱材料(A装柱)～光アッテネータまでの交付対象部分の合計値)	② (装柱材料(A装柱)～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
94,100,361	103,623,632	90.81%

(11) I 1 アイ) 線路設備・伝送設備 雑工事の按分

① (装柱取付(A装柱)～ノード調整までの交付対象部分の合計値)	② (装柱取付(A装柱)～ノード調整までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
56,512,924	63,703,904	88.71%

(12) II 1 アア) 局舎等施設 配線材料の按分

① (局舎架(電源付)の交付対象部分の合計値)	② (局舎等架(電源付)の全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
520,068	800,000	65.01%

(13) II 1 アカ) 送受信施設 配線材料の按分

① (局舎モテムシャツ(ArrisC4)～モーターユニット(SMM-6002XE-MD)までの交付対象部分の合計値)	② (局舎モテムシャツ(ArrisC4)～モーターユニット(SMM-6002XE-MD)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
6,093,560	16,551,000	36.82%

(14) II 1 アイ) 局舎等施設 雑工事の按分

① (局舎架据付～電気工事までの交付対象部分の合計値)	② (局舎架据付～電気工事までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
109,201	194,000	56.29%

## 5 交付額

額	対象
補助対象経費の1/3に相当する額	財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。以下同じ。）が0.3以上の市町村（離島を整備する市町村及びその連携主体を除く）
補助対象経費の1/2に相当する額	財政力指数が0.3未満の市町村（離島を整備する市町村及びその連携主体を除く）
補助対象経費の2/3に相当する額	離島を整備する市町村及びその連携主体

※原則として申請する会計年度の前々年度の財政力指数を用いる。

## 6 交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要
  - ・内部事務や基幹系の情報化（なお、住民端末から各種証明書を発給する場合や情報発信、各種行政相談対応等を行う場合は内部事務系システム又は基幹系システムとの接続は認められるため、個別に相談のこと）
  - ・補助金の額が100万円未満となる事業

### (1) 申請書の作成について

#### ① はじめに

- ア 申請書（交付要綱様式1）は正本（代表者の押印があるもの）と副本（コピーしたもの）の2部を提出すること。
- イ 交付要綱様式第1号により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「補助金の概要」及び別紙2「工事概要書」、様式第2号「整備計画」、見積書、添付図面等は内容を必ず一致させること。
- ウ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。また、概要図、見積書については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

#### ② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

- ア 申請書（交付要綱様式第1号）
- イ 整備計画（交付要綱様式第2号）
- ウ 地域の振興又は整備に関する計画の写し
- エ 見積書（別紙1）
- オ 契約予定内容に関する調査票（別紙2）
- カ 光ファイバケーブルの整備（使用）計画について（別紙3）
- キ 事業の概要図（1枚もの）
- ク 添付図面（局舎等施設図、線路図、ラック実装図（交付対象部分を明示）等）（別紙4）
- ケ 口座設置届出書（別紙5）
- コ 参考資料
  - 必要に応じてア～ケを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付のこと
  - 例）他事業との費用按分整理ペーパー（単独事業等と一体的に実施している場合）  
○○○を当該事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある）  
ソフトウェアの別紙2との対応表（交付対象とするソフトウェアがある場合）  
等

### (2) 申請書（交付要綱様式1）

「付録：交付要綱様式記載例」を参照のこと。

(3) 地域の振興又は整備に関する計画の写し

事業主体となる市町村が策定した地域の振興又は整備に関する計画のうち、本事業の位置付け、本事業により整備された超高速ブロードバンド基盤の活用方法、本事業によりもたらされる効果等について整合している箇所を含むものを提出すること。

(4) 見積書（別紙1）

- ① 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業主体が自ら作成すること。
- ② 見積書の内容について  
見積書は、別紙1「見積書（記載例）」を参考に作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下、審査すべき内容についてまとめたので確認すること。
- ③ 見積書の記載されている費目が、Ⅲ3の交付対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

○見積書の作成及び確認留意点

i 表紙

- (i) 事業者名（代表者名）
- (ii) 日付
- (iii) 工事名（「平成〇年度（当初、補正）情報通信基盤整備推進事業」の表記があること）

ii 内訳書

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
  - ・ 交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
  - ・ 〇〇一式△△円となっている場合はその内訳を確認すること。
- (iii) 見積もりが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数市町村を整備する場合、市町村毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
  - ・ 確認のポイント
    - 複数事業者の相見積りを取る
    - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
    - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。  
詳細は別紙1 見積書を参照のこと。
- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について  
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、別紙1のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) 局舎等施設について

新築の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と交付対象外との合築により整備される合築建物があり両方とも補助金で整備可能（合築建物の場合は、交付対象外部分との按分が必要）。局舎等施設の整備については、地域の情報化を推進する上で最低限必要な局舎等施設整備事業費が対象経費となる。

局舎等施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。

(x) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。

(ix) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（交付対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。

(5) 契約予定内容に関する調査票（別紙2）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。

(6) 光ファイバケーブルの整備（使用）計画について（別紙3）

Ⅲ3の考え方にしたがって作成すること。

(7) 概要図

実施地域が、情報通信基盤を活用してどういった地域情報化を図っていくかを視覚的に示す図であり、交付要綱別紙1の1の「事業の目的、事業の概要」の内容を反映する形で記載すること。

(8) 添付図面について (別紙4)

- ① 添付図面は、補助金の内容を把握できるものとする。添付図面は「図面名」「凡例(記号、色等の説明書き)」等を必ず記載し、補助金の補助対象となる部分とそうでない部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該補助金にて整備する部分が変わるようにすること。
- ② 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取図、設計の概要図(線路図等)で構成すること。
- ③ 添付図面に記載された機器等と見積書との整合性がとれていること。

○添付図面の構成及び留意点

i 整備エリアの地図

5万分の1程度の地図で今回の補助金によりサービスできるエリアを色でマークする。

ii 用地付近の見取り図

補助金により整備されるエリア、センター設備等を色でマークすること。その際は、必ずセンター(サブセンター)の位置を記入すること。

iii 設計概要図

(i) 線路図

- ・光ファイバケーブルの敷設状況(増幅器、分配器、ノード、カプラ等)の配置等が把握できること
- ・光ファイバ系統図(心線数(使用心線数/敷設心線数)、距離がわかるようにすること。)
  - 光ファイバ系統図にて、今回使用する心線数の妥当性を審査すること。未使用心線の存在がないことを確認すること
- ・公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと
- ・既存の光ファイバケーブルを活用する場合は該当部分が明記してあること。
  - ※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

(ii) 局舎等施設の整備

- ・他の事業との合築の場合、それがわかるよう表示すること。
- ・補助金とそれ以外の部分が分かるように色分けすること
- ・建物内のレイアウトを表示すること(室名も記載すること)

(iii) インターネット設備整備

- ・機器の設置状況がわかる図面、システム系統図を添付すること

(iv) 用地・道路の整備

- ・購入する用地全体がわかる図面。図面には整備する局舎等施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すようすること。

(v) その他必要な図面を添付すること









## 【契約予定内容に関する調査票】（記載例）

- (1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤整備推進工事	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤整備推進事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	随意契約	3	15,678,900
合計					583,569,023

- 注1 「契約の形態」は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「随意契約」のいずれかを記入。
- 注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積りを取った者数を記入。
- 注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。
- 注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

- (2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤整備推進工事	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤整備推進事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

- 注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

- (3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤整備推進事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さい。

- 注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

光ファイバケーブルの整備（使用）計画について

No.	区間	ケーブル種別	距離(m)	敷設芯数 (テープ数)	交付対象 芯数	交付対象使用数		交付 対象外 芯数	交付対象 未使用芯数 (テープ数)	備考
						通信芯	保守芯			
(1)	〇〇町センター ～01	セイタン	100	100芯 (25T)	80芯	48芯	4芯	20芯	28芯 (7T)	28芯は平成 〇〇年度事 業使用数
(2)	01～02	丸型	78	80芯 (20T)	68芯	48芯	4芯	12芯	16芯 (4T)	16芯は平成 〇〇年度事 業使用数
(3)	02～03	SSW	123	56芯 (14T)	52芯	48芯	4芯	8芯	0芯 (0T)	
(4)	03～04	—	150	4芯 (1T)	—	—	—	—	—	既設のファ イバを利用
(5)	04～05	丸型	222	4芯 (1T)	4芯	2芯	1芯	0芯	1芯 (0T)	
...	...～...	...	...	...	...	...	...	...	...	

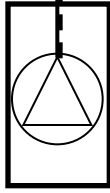
- (※ 1) 「敷設芯数」、「交付対象未使用芯数」については、テープ数についても記載すること。（上記の例は 4 芯＝1 テープ (T) の場合)
- (※ 2) 整備した芯線を「交付対象芯数」としてカウントする場合は、全部の芯線が使用されることが原則である。但し、単独事業整備がない場合のみ、既製品を使用した結果余剰が生じる場合には「交付対象未使用芯数」へカウント可能。
- (※ 3) 光系統図（例として別紙 4 を参照）と一致させること。
- (※ 4) 2 期目に使用する芯線については、「交付対象未使用芯数」へカウントの上、「備考」に使用芯数と事業年度を記載すること。

# 〇〇市光系統図

○光系統図については、各団体(事業者)の使用する様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。

※( )内は交付対象芯数

〇〇市情報センター



200C/100C/60C/10000m

100C/5000m

80C/80C/40C/5000m

4C/4C/4C/1000m

01

02

03

04

05

06

07

08

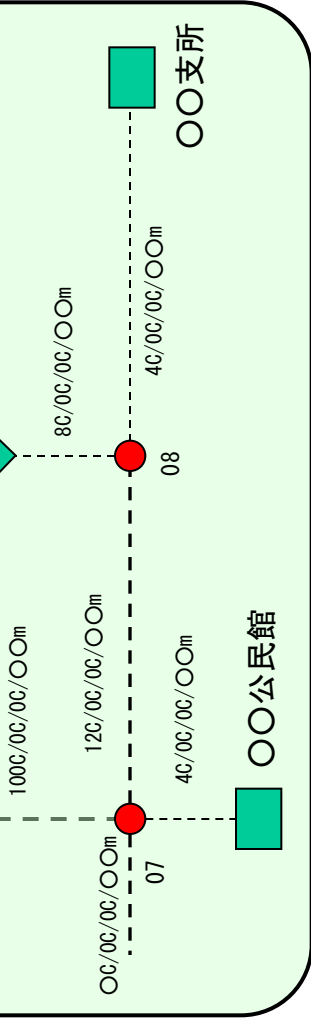
※既設の光ファイバを活用

既存の光ファイバを使用する場合には、その芯線数、距離を明示するとともに、その旨を記載すること。

末端は、HFCであればノードまで、FTTHであれば、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカブラまで把握できるものとする。また、公共施設に引き込む場合には全ての箇所を記載すること。

将来使用予定(携帯電話のエントランス回線等)の未使用分がある場合にも、そのことを明記。なお、その場合には使用予定年度についても明記すること。

## 交付対象外エリア



凡例を必ずつけること。

凡例

・ 100C/100C/75C/1000m

↑ 敷設芯数/交付対象芯数/使用芯数/敷設距離

・ 実線=交付対象

・ 点線=交付対象外/既設使用

平成 年 月 日

官署支出官

総務大臣官房会計課長 殿

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入					
		旧債主コード					
口座名義	フリガナ						
	氏名						
住所	郵便番号						
	フリガナ						
	漢字						
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店 (出張所)						
預金種別 (該当に○印)	①普通預金 (総合口座)    ②当座預金    ③通知預金    ④別段預金						
口座番号	銀行番号		支店番号		口座番号		
所属	職員	局					課 (室)
	委員等						
	法人						

※太枠内を記入下さい。

## 7 情報通信基盤整備推進事業の整備計画書の作成について

- (1) 交付要綱第6条の規定により、補助金を受けようとする市町村又はその連携主体は、  
(2)に掲げる事項を記載した整備計画を作成し、申請書と併せて総務大臣へ提出しなければならない。

### (2) 記載要領

#### 1 事業概要

下記ア)～ウ)を踏まえて、①及び②について記載すること。

ア) 地域の特性に応じたサービスを比較考慮したものであること

イ) 条件不利地域の振興に役立つものであること

ウ) 地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られており、整備した基盤を有効に利活用できるものであること。

#### ① 事業概要

・整備方式：何故その方式を選択したかを含めて記載すること。

・伝送速度：「上り」「下り」のスピードを記載すること。なお、補助金の対象となるのは、下り30Mbps以上の基盤整備事業である。

・事業イメージ図：できるだけ簡略化したイメージ図を掲載すること。なお、詳細のイメージ図については、別添とすること。

#### ② 運営方式

・IRU等を検討している場合については、事業者との協議状況がわかるように記載すること。(FTTHの提供について〇〇社と協議中等)

#### 2 整備計画の対象地域

・地域名は合併前の市町村、地区・字単位までを記載すること。

・条件不利地域該当状況については、Ⅲ1(1)(3)を参照の上記載すること。

#### 3 整備計画期間

・事業の開始日、完了日を記載すること。

#### 4 予定する財源の内訳

・整備する事業費を総事業費、交付金額及び補助裏ごとに記載すること。補助裏については種類、措置状況についても記載(必要に応じて欄を追加する。)すること。

#### 5 地域の振興又は整備に関する計画との調和に関すること

・地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画における当該事業の位置づけ、当該事業によりもたらされる効果等について具体的に記述すること。

#### 6 整備計画の評価に関する事項

・進捗状況の把握、事後評価(例、地域情報通信の整備の目標、整備により期待

される効果等の評価の方法) などに関する事項について記載する。

・評価指標

超高速ブロードバンドサービスの加入世帯数は必ず記入すること。その他、本事業によりもたらされる効果に関する指標等を具体的に記入すること。

例：超高速ブロードバンドサービスを活用して、防災等行政情報提供サービスを行う場合はその活用の頻度、遠隔医療や遠隔教育サービスを行う場合はその施設の数 等

・目標

本事業により達成される目標値、目標年度を指標ごとに記入すること。

・目標達成に向けた取組

目標達成のために実施する取組を記入すること。

・評価の方法

整備によりもたらされる効果等の評価の方法を記入すること。

※事後評価については、サービス提供開始から2年後の年度末時点について中間評価を行った後、中間評価から1年を経過した最初の9月末時点について再評価を行うこと。なお、それぞれ評価時点から起算して2箇月以内に報告書を提出すること。

(報告書提出までのイメージ)

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
<p>例 1</p> <p>▲ H29.4.1 サービスイン</p>	<p>サービスインから 2年後の年度末</p>	<p>▲ H32.3 末 中間評価</p>	<p>中間評価から 1年を経過した 最初の9月末</p> <p>▲ H32.5 月中 報告書提出</p>	<p>▲ H33.9 末 再評価</p> <p>→▲ H33.11 月中 報告書提出</p>
<p>例 2</p> <p>▲ H30.1.16 サービスイン</p>	<p>サービスインから 2年後の年度末</p>	<p>▲ H32.3 末 中間評価</p>	<p>中間評価から 1年を経過した 最初の9月末</p> <p>▲ H32.5 月中 報告書提出</p>	<p>▲ H33.9 末 再評価</p> <p>→▲ H33.11 月中 報告書提出</p>

7 その他必要な事項

・その他必要な事項があれば、それについて記載すること。



## IV 交付決定後について

### 1 契約について

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（Ⅲ6「契約予定内容に関する調査票（別紙2）」に契約内容及び方法について記載すること。）

### 2 計画変更等について

#### (1) 計画変更承認が必要な内容

##### ア 事業費の額の20%を超える額の減額

- ・事業内容の変更より事業費が減額となるもの。入札のみによる減額は当てはまらない。

##### イ 事業内容を変更するとき

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

なお、様式第5号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認すること。

#### (2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料の作成を市町村に対して依頼し、総務省に確認を取ること。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・見積書については申請時と変更後の相違表（別紙4-2 支出総括表差異表参照）
- ・申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例については以下のとおり。

○認められる事例（目的の変更を伴わない場合に限る）

- ・伝送路の小幅なルート変更
- ・機器の設置場所変更

- ・設置端末数の増減

○軽微な変更として認められない事例

- ・サービスメニューの変更

(3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは工事の検査を完了した日を指す。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがある。

### 3 差金回収について

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

#### (1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、毎月実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて様式別紙1により当該時点における入札差金の状況を報告することとする。

また、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

#### (2) 採択案件の交付決定額の変更

##### ① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申出書の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

##### ② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

【契約内容に関する調査票】（ 月末時点）

別紙1

（ 補助金 ）

団体名： \_\_\_\_\_

・平成〇〇年度補助金事業を行うに当たって締結した、またはする予定の契約について各契約ごとに記入してください。  
 契約全体が単独事業であるものについては記入不要です。  
 行が不足する場合は、適宜、追加してください。

番号	(仮)契約日	契約名	契約の内容	契約の形態	申請時の 事業費(円)	契約状況((a)~(c)のうち、いずれか該当する欄に金額を記入)			契約見込額(円) (b)+(c)
						(a)契約済額(円)	(b)契約予定額(円)	(c)見積額(円)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計						0	0	0	0

注1 「(仮)契約日」は、(仮)契約が締結済のもののみ記入してください。

注2 「契約名」、「契約の内容」、「契約の形態」については、交付申請時に添付した【契約予定内容に関する調査票】を参考に記入してください。

注3 「契約状況」は、調査時点で契約締結済みのものはその実績額を「(a)契約済額」欄に、仮契約段階のものは契約予定額を「(b)契約予定額」欄に、契約未了のものについては見積額を「(c)見積額」欄に記入してください。

また、契約ごとの総額のうち、それぞれ補助・交付対象となる事業費の額を記入してください。他の事業と一括して契約を行った等の場合は、マニュアル・手引きに記載されている方法により適宜、按分した額を記載してください。

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長 印

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金交付決定額変更申出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成  
年度情報通信基盤整備推進補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に  
関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定によ  
り、交付決定額の変更を受けても事業執行に支障がないので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 変更後の受けようとする補助金の額は、金 , 千円
- 2 変更前及び変更後の内訳は次のとおり。

(千円)

交付決定額	
変更前	変更後

番 号  
年 月 日

市町村長（注） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申し出のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり交付決定額を変更したので通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 ）」

と記載すること。

記

補助金の交付決定額は、金 ， 千円とする。

## V 実績報告事務マニュアル

### 1 実績報告書の作成について

#### (1) はじめに

実績報告書（以下、報告書という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものであり、補助事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて報告書が作成されているか、以下により厳重に確認すること。

#### (2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成○年度情報通信基盤整備推進事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

#### □報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は交付対象外となる。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か（別紙1参照）。

エ 添付図面は事実を的確に示しているか（別紙2参照）。

オ 写真は図面と機器が一致するか（別紙3参照）。

#### (3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

- ① 実績報告書（要綱様式第9号）
- ② 支出総括表及び支出内訳書（別紙4-1参照）
- ③ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）
- ④ 完成写真（別紙7参照）
- ⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等（別紙6参照）

- ⑥ 整備エリア図面（A4（A3）版1枚程度）
  - ⑦ 用地付近の見取り図、設計の概要図（申請時に提出した図面の実績報告版）  
（ヘッドエンド系統図、光系統図、ラック実装図、局舎等施設内レイアウト図、システム系統図等その他必要な図面）
  - ⑧ 支出総括表差異表（別紙4-2参照）及びその確認書類
  - ⑨ 光ファイバケーブルの整備表（別紙5参照）
  - ⑩ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類
  - ⑪ 口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ）
- 注1 報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。
- 注2 補助事業に関連、又は重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

#### （4）提出方法

市町村は、補助事業が完了した日<sup>1</sup>から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月3日のいずれか早い日までに総合通信局へ「（3）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（但し、市町村はできるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）

#### （5）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容を審査した上で、総務省から「平成〇年度情報通信基盤整備推進補助金の額の確定通知書」（要綱様式第10号）が送付され、これを受けて、市町村は速やかに総務省へ「平成〇年度情報通信基盤整備推進補助金精算払請求書」（要綱様式第11号）を提出すること。

※交付要綱様式については、付録「交付要綱様式記載例」参照

<sup>1</sup> 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（交付対象工事の竣工時＝自治体が工事の検査を完了した日）。



## 2 経理等について

### (1) 補助金の支払い

総務省から「平成〇年度情報通信基盤整備推進補助金の額の確定通知書」（要綱様式第10号）により補助金額が通知される。これを受けて市町村では、要綱第14条第2項に定める「平成〇〇年度情報通信基盤整備推進補助金精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、総合通信局を通じて提出のこと。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

### (2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

市町村又はその連携主体において、補助金事業完了後において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに要綱第16条の規定により「平成〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の市町村は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

### (3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

### (4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること。

また、各物品には、必ず「平成〇年度情報通信基盤整備推進事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

### (5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省の許可を得ること。



## 請求書（領収書）の審査について

## 1 はじめに

交付要綱では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、Ⅲ 6 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

また、複数の事業者からの請求書等がある場合は、総括表及び内訳書（別紙 4-1 を参照）を必ず作成し、各請求書等の一番前に添付すること。

## 2 請求書（領収書）の内容について

## (1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書は、請求額を記載した「請求書かがみ」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。内訳については、補助事業と他事業の費用按分等が分かる内訳書と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かるものとする。（別紙 4-1～4-2 を参照）

ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

## (2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時にならって審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、別紙 4-2 の差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

→〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名、印も必要）
- ・日付（請求日は事業者が市町村へ実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「平成〇年度（当初、補正）情報通信基盤整備推進事業」の表記があること。）

③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 交付対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

## 添付図面の構成及び留意点について

## 1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分けすること。確認にあたっては、Ⅲ 6 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該補助事業にて整備する部分が見えるようにすること。

## 2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

## (1) 用地付近の見取り図

補助事業により整備されるエリア、局舎等施設等を色でマークすること。

その際は、必ず局舎等施設の位置を記入すること。

## ① 幹線等の整備

- ・ 5 万分の 1 程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことが可能となったエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・ 光ファイバ等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できる程度とすること。
- ・ 公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

## ② 局舎等施設の整備

- ・ 局舎等施設の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにすること。
- ・ 他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。

## ③ インターネット設備整備の整備

- ・ 機器の設置状況がわかる図面

## ④ サーバ・端末等の整備

- ・ サーバや公衆端末等の設置状況がわかる図面

## ⑤ 用地・道路の整備

- ・ 購入する用地全体がわかる図面。図面には整備する局舎等施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

## (2) 設計の概要図

## ① 幹線等の整備

- ・ ヘッドエンド系統図
- ・ 光ファイバ等ネットワーク系統図（芯線数（使用心線数/敷設心線数）、距離が

わかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。

※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

※HFC等における同軸系統図の提出は不要とする。

② 局舎等施設の整備

- ・建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ インターネット設備整備

- ・システム系統図等その他必要な図面

## 添付写真について

## 1 作成の考え方

整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、市町村は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

## 2 写真作成の注意点

## (1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

## (2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

## (3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

## 3 撮影方法

## (1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影すること。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、整備機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

## (2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。新設又はエリア拡大の場合、HFCについては最長又は最多段、F T T Hについては最長すべての幹線及び分配線に接続されている機器・ケーブル等のみで構わない。(但し、学校、公共施設への引き込みについては、すべて写真をとること。)

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) 局舎等施設・用地等について

局舎等施設については、工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。







支出総括表差異表 (記載例)

平成〇〇年度 情報通信基盤整備推進補助金事業  
〇〇市

実績額 161,735,450円(消費税は別途)  
実績額 169,822,222円(消費税込み)

【総括表】	項目	申請時				実績時				備考(差異理由)		
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価		金額	備考
<b>I 本体施設・設備費</b>												
1 施設・設備費												
ア 施設・設備の設置経費(資材費等)												
	ア)光電変換装置	1	式	30,000,000	30,000,000		1	式	29,000,000	29,000,000		
	イ)光成端架	10	台	1,000,000	10,000,000		10	台	1,000,000	10,000,000		
	ウ)線路設備	1	式	50,000,000	50,000,000		1	式	49,500,000	49,500,000		
	エ)送受信施設	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	8,450,000	8,450,000		
	オ)ヘッドエンド装置	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	9,000,000	9,000,000		
	カ)無線アクセス装置											
	キ)鉄塔											
	ク)その他											
イ 施設・設備の設置に係る工事費												
	ア)光電変換装置	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	754,500	754,500		
	イ)光成端架	1	台	1,000,000	1,000,000		1	台	920,500	920,500		
	ウ)線路設備	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	9,757,050	9,757,050		
	エ)送受信施設	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	4,900,000	4,900,000		
	オ)ヘッドエンド装置	1	式	1,000,000	1,000,000		1	式	994,500	994,500		
	カ)無線アクセス装置											
	キ)鉄塔											
	ク)その他											
2 用地取得費・道路費												
ア 施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費												
イ 附帯工事費												
<b>小計</b>					128,000,000		<b>小計</b>					123,276,550
<b>II 附帯施設・設備費</b>												
1 施設・設備費												
ア 施設・設備の設置経費(資材費等)												
	ア)局舎施設	1	式	20,000,000	20,000,000		1	式	19,570,000	19,570,000		
	イ)外溝施設											
	ウ)電源供給施設											
	エ)構内伝送路											
	オ)管理測定装置											
	カ)その他											
イ 施設・設備の設置に係る工事費												
	ア)局舎施設	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	7,978,900	7,978,900		
	イ)外溝施設											
	ウ)電源供給施設											
	エ)構内伝送路											
	オ)管理測定装置											
	カ)その他											
2 用地取得費・道路費												
ア 施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費												
イ 附帯工事費												
3 共通経費(附帯工事費)												
	ア 調査設計費	1	式	3,000,000	3,000,000		1	式	2,980,000	2,980,000		
	イ 撤去費	1	式	5,000,000	5,000,000		1	式	4,950,000	4,950,000		
	ウ 諸経費	1	式	3,000,000	3,000,000		1	式	2,980,000	2,980,000		
<b>小計</b>					41,000,000		<b>小計</b>					38,458,900
<b>合計</b>					169,000,000		<b>合計</b>					161,735,450

詳細内訳表

(単位:円)

項目	申請時			実績時			仕様	図面番号	写真番号	備考(差異理由)
	数量	単位	単価	金額	数量	単位				
<b>I 本体施設・設備費</b>										
I 施設・設備費										
A 施設、設備の設置経費(資材費等)										
ウ) 線路設備										
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000		※申請時欄の額については、入札差金の回収に伴う交付決定額の変更を行った場合には、変更前の額を用いることとし、変更承認を受けた場合には、変更後の額を用いること。 ※仕様の欄にはメーカー、機種、型番及びスベック等を記載。 ※備考の欄には工事費算出根拠となる材料費小計、労務費小計、直接工事費、純工事費、工事原価等並びに明細書、変更理由書の番号を記載。 ※材料費、物品で一式としているものは明細で内訳を明確にすること。 ※図面番号は、LAN構成図及び平面図に記載の番号と合致させること。
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000		
...	○	m	...	...	○	m	...	...		
オ) ヘッドエンド装置				10,000,000				9,000,000		
GMTS	5	台	500,000	2,500,000	5	台	480,000	2,400,000		
出力増幅器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	450,000	900,000		
分配器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	490,000	980,000		
混合器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	500,000	1,000,000		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
イ) 施設、設備の設置に係る工事費										
ウ) 線路設備										
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000		
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000		
オ) ヘッドエンド装置			1,000,000	1,000,000			1,000,000	994,500		
GMTS	5	台	20,000	100,000	5	台	19,000	95,000		
出力増幅器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000		
分配器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000		
混合器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
<b>小計</b>				128,000,000				123,276,550		
<b>II 附帯施設・設備費</b>										
I 施設・設備費										
A 施設、設備の設置経費(資材費等)										
ア) 局舎施設										
搭載ラック	10	台	100,000	1,000,000	10	台	100,000	1,000,000		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
イ) 施設、設備の設置に係る工事費										
ア) 局舎施設										
搭載ラック	1	式	10,000,000	10,000,000	1	式	10,000,000	7,978,900		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
...	○	台	...	...	○	台	...	...		
3 共通経費(附帯工事費)										
ア) 調査設計費										
ア) 現場調査費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000		明細にどのような作業を行ったのか記載すること経費的に切り分けできない場合は作業内容のみで可
イ) 詳細設計費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000		
ウ) 決案申請費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000		
イ) 撤去費	1	式	5,000,000	5,000,000	1	式	4,950,000	4,950,000		
ウ) 舗装費				3,000,000				2,980,000		
ア) 共通仮設費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000		
イ) 現場管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000		
ウ) 一般管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	990,000	990,000		
<b>小計</b>				41,000,000				38,458,900		
<b>合計</b>				169,000,000				161,735,450		

光ファイバケーブルの整備表

No.	区間	ケーブル種別	距離(m)	敷設芯数 (テープ数)	交付対象 芯数	交付対象使用数		交付 対象外 芯数	交付対象 未使用芯数 (テープ数)	備考
						通信芯	保守芯			
(1)	〇〇町センター ～01	セイタン	100	100芯 (25T)	80芯	48芯	4芯	20芯	28芯 (7T)	28芯は平成 〇〇年度事 業使用数
(2)	01～02	丸型	78	80芯 (20T)	68芯	48芯	4芯	12芯	16芯 (4T)	16芯は平成 〇〇年度事 業使用数
(3)	02～03	SSW	123	56芯 (14T)	52芯	48芯	4芯	8芯	0芯 (0T)	
(4)	03～04	—	150	4芯 (1T)	—	—	—	—	—	既設のファ イバを利用
(5)	04～05	丸型	222	4芯 (1T)	4芯	2芯	1芯	0芯	1芯 (0T)	
...	...～...	...	...	...	...	...	...	...	...	

- (※ 1) 「敷設芯数」、「交付対象未使用芯数」については、テープ数についても記載すること。(上記の例は4芯=1テープ(T)の場合)
- (※ 2) 整備した芯線を「交付対象芯数」としてカウントする場合は、全部の芯線が使用されることが原則である。但し、単独事業整備がない場合のみ、既製品を使用した結果余剰が生じる場合には「交付対象未使用芯数」へカウント可能。
- (※ 3) 光系統図(例として別紙6を参照)と一致させること。
- (※ 4) 2期目に使用する芯線については、「交付対象未使用芯数」へカウントの上、「備考」に使用芯数と事業年度を記載すること。



(写真イメージ)

写真番号 1

センター施設、接続施設の名称を記載

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

施設内の具体的に設置された場所を記載すること。「総務課」「事務室」「ロビー」「屋外」等

内容

光電変換装置

図面番号 1

撮影位置 ①

平面図の図面番号を記載

平面図に記載の撮影位置の番号を記載

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにすること

完了後写真

詳細内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致すること。



写真番号 2

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容

光電変換装置

図面番号

撮影位置 ②



写真番号

施設名

設置場所

内容

図面番号

撮影位置

### 工事請負契約等に係る総括表

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日
			契約日	着工年月日	完成年月日		
1	〇〇興業株式会社	〇〇市ケーブルインテグレーションネットワークエリア拡大事業(第4工区)	平成28年10月12日	平成28年10月15日	平成29年3月15日	平成29年3月10日	平成29年3月14日
	〇〇興業株式会社	変更契約	平成29年3月3日		平成28年3月15日	平成29年3月10日	平成29年3月14日
2	△△電気工業株式会社	光海底ケーブル布設工事	平成28年11月22日	平成28年11月27日	平成29年3月19日	平成29年3月25日	平成29年3月25日
	△△電気工業株式会社	変更契約	平成29年3月14日		平成29年3月25日	平成29年3月25日	平成29年3月25日
3	株式会社□□ケーブルテレビ	〇〇市ケーブルインテグレーションネットワークエリア拡大事業施工監理業務	平成28年10月30日	平成28年11月1日	平成29年3月15日	平成29年3月10日	平成29年3月14日



## VI ケーススタディ

### Case 1

現状	要望
<p>単独自治体での申請</p> <p>既存メディアのサービス（ADSL）が辺地を除く全エリアで提供済み</p> <p>辺地に指定されている地域がある</p>	<p>全エリアに FTTH を整備する</p>
<p>《回答》申請内容</p>	
<p>全エリアの FTTH 整備を交付対象として計上可能。</p>	

### Case 2

現状	要望
<p>単独自治体での申請</p> <p>既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）が辺地を除く全エリアで提供済み</p> <p>辺地に指定されている地域がある</p> <p>全エリア難視聴地域はない</p>	<p>全エリアに FTTH,CATV(自主放送のみ)を整備する</p>
<p>《回答》申請内容</p>	
<p>光ファイバの整備は、未設の辺地における通信用途のみの回線・機器について交付対象として計上可能。</p>	

### Case 3

現状	要望
<p>単独自治体での申請</p> <p>既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）が一部地域で提供済み</p> <p>過去に地域イントラネット基盤整備事業で公共ネットワークを整備済み</p> <p>過疎地に指定されている</p>	<p>過去に整備した地域イントラのネットワークを利用して全エリアに光ファイバを整備する</p>
<p>《回答》申請内容</p>	
<p>過去に整備した地域イントラを活用し、既に光ファイバによる通信サービスが提供されている一部地域を除く全エリアを交付対象として計上可能。</p> <p>なお、地域イントラの空き芯線が十分でないエリアは、光ファイバの追加整備を交付対象として計上可能。</p>	

#### Case 4

現状	要望
単独自治体での申請 既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）が一部地域で提供済み過疎地に指定されている	整備しようとしているエリアが広く総事業費もかなり高いので複数年に分けて全市に FTTH を整備したい
<p>《回答》申請内容</p> <p>整備対象エリアとしては既存メディアの通信サービス（光ファイバ網の敷設）が提供されている一部地域を除く全エリアを交付対象として計上可能。</p> <p>本補助金は複数年の整備が不可となっており、2年目以降の整備については、別途申請が必要（2年目以降のエリアについての採択保証は無い。）</p>	

#### Case 5

現状	要望
1市2町（A市B、C町）による合併した新自治体(C市)での申請 既存メディアのサービス（ADSL）がA市の一部地域で提供済み B町は過疎地に指定されている	新市が運用主体となり住民にインターネット接続サービスを提供する 全エリアに FTTH を整備する 総事業費が約 10 億円以上
<p>《回答》申請内容</p> <p>整備対象エリアとしては、全エリアの光ファイバの整備を交付対象として計上可能。</p> <p>要望年度の予算状況にもよるが、本補助金で申請する事業費を一定額に仕分けを行い、残りを他の整備事業・単独事業で整備するよう調整が必要。</p> <p>新市として通信事業者の登録が必要。</p> <p>住民への費用負担の範囲、初年度整備分と追加整備分の回収方法、料金設定、住民からの申込みの受付、通信事業者への発注手順、保守など運用全般の計画に関する検討状況を確認する必要がある。</p>	

Case 6

現状	要望
<p>単独自治体（離島地域を含む）での申請 自治体内に超高速ブロードバンド基盤は整備されていない 離島以外は条件不利地域に指定されていない</p>	<p>離島以外の地域も離島と一体的に整備する</p>
<p>《回答》申請内容</p>	
<p>離島と一体的に整備する場合は、本土側も交付対象とすることが可能。ただし、補助率は、離島の島内整備及び当該地域への接続に係る事業にあつては交付対象経費の3分の2、一体として整備する本土側の地域にあつては当該自治体の財政力指数が0.3未満の場合は交付対象経費の2分の1、0.3以上の場合は交付対象経費の3分の1とする。</p>	

## VII Q & A

(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

- 問 1 事業費の限度額はあるか。
- 問 2 整備期間は複数年度にまたがってよいか。
- 問 3 移動系の超高速ブロードバンドサービスのみが提供されている地域は補助金の交付対象地域となるか。
- 問 4 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。
- 問 5 サーバ・ルータ等を市町村のセンター施設内に置くのではなく保守契約をした事業者の施設に置くのは可能か（サーバ等は整備事業者に所有権があるものとする）。
- 問 6 「撤去費」はどのようなものが交付対象となるのか。
- 問 7 補助金で整備する施設・設備について、費用の一部を受益者に負担させている場合、その部分は交付対象となるのか。
- 問 8 予備の機器は交付対象となるのか。
- 問 9 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか？
- 問 10 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。
- 問 11 補助事業を審査する上で把握が必要な「一体施工工事」の範囲は何か。
- 問 12 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。
- 問 13 ONU等各家庭に設置される端末は交付の対象となるか。
- 問 14 引込線は交付対象として認められるか。
- 問 15 Ⅲ3の別紙1-1「光ファイバケーブルの整備（使用）計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能とは具体的にどういうことか。
- 問 16 IRU契約により、「補助事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。
- 問 17 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

**問1 事業費の限度額はあるか。**

（答）

限度額は設定されていない。但し、補助金予算の状況により、要望調査の段階で、事業計画の内容等を勘案して必要があれば査定を行うこととなる。

（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

**問2 整備期間は複数年度にまたがってよいか。**

（答）

整備期間が複数年度にわたることは差し支えない。ただし、本事業については、複数年度事業分を併せて国庫債務負担行為を行うのではなく単年度毎に予算措置を講ずるため、整備期間が複数年度にわたる場合、補助金の交付申請の手続きについても年度毎に行う必要がある。但し、翌年以降、補助金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はない。

**【更問1】 整備期間が複数年度にわたる場合に、初年度に設計及び用地の取得のみを行うことは差し支えないか**

（答）

本事業は施設整備にかかる補助金であり、設計及び用地の取得のみに係る交付はできない。初年度において施設整備に係る工事に着工するとともに当該年度内に事業が完了していることが必要。

**【更問2】 事業費が大規模になるため、単独事業と併せて行いたい、その際の方策は何か。**

（答）

ある程度の大規模事業であれば、以下の三つの方策が考えられる。

- （1）事業をいくつかのエリアにわけて実施する方法
- （2）全域を一体整備を行い、交付額の範囲に合うように按分を行う方法
- （3）エリア分けしたものを、工期分けし複数年度で実施する方法（但し、翌年以降、補助金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はない。）

（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

**問3 移動系の超高速ブロードバンドサービスのみが提供されている地域は補助金の交付対象地域となるか。**

（答）

本補助金においては、LTE等のみが提供されている地域で自治体がより安定的な高速サービスである固定系の超高速ブロードバンドによる整備を計画する場合は、当該地域を補助金の交付対象地域とする。

(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問4 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

交付要綱では特段制限は設けていないので可能である。但し、サービス開始にあたっての地元住民等との調整や電気通信事業法等の業務開始上の手続き等には留意すること。

(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問5 サーバ・ルータ等を市町村のセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くのは可能か（サーバ等は市町村に所有権があるものとする）。

(類問)

事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か？

(答)

認められる。(当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、市町村が交付の目的どおりに事業に供されているか、責任を持って管理・確認することが必要。)

(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問6 「撤去費」はどのようなものが交付対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルート上にある場合における既設ケーブルの撤去費用
  - ・撤去する既設ケーブルについては、自主許可・共聴施設等を問わない。
  - ・撤去するケーブルと新規敷設のケーブルが、同一ルート上に無い場合については、交付対象外とする。
- 2) 局舎施設等の改修関係：交付対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用
- 3) 1)、2)により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費

2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。

(例)

- 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
- 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
- 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等
- 4) 電柱改修費用等

**【更問1】 撤去する施設の所有者と補助事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。**

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任においてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を補助金で負担することは、本来負担しなくても良い費用を負担していることになり、補助金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

**【更問2】 撤去費は「既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合」について認めるとあるが、例えばケーブルを張り替える際、事前に施設を撤去すると加入者がこの間放送や通信サービスが受けられないなど不利益を被るため、新しいケーブルを敷設後、不要となったケーブルを撤去する場合について認められないか。**

(答)

認められる。ただし、通信サービスが停止するなど利用者に著しく不利益が生じる場合に限る。

（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

問7 補助金で整備する施設・設備について、費用の一部を受益者に負担させることは可能か。

（答）

補助裏に対する都道府県等の上乗せ交付同様、当補助金では原則認められるものと判断される。ただし、当然のことながら、例えば設置費用の全額を受益者に負担させ、なおかつ補助金をもらうことはできない。交付対象経費の範囲は、受益者負担が事業費の補助裏の額（＝事業費1－補助率（1／3、1／2又は2／3））を超過する場合、事業費から当該受益者負担額を減額した額とする。

【具体例】

引込み線を整備するケース（事業費90,000円）（補助率 1／3）

（事例1）認められる

補助金（1／3） 30,000円	事業者負担（1／3） 30,000円	受益者負担（1／3） 30,000円
	←	→
	<b>補助裏</b>	

（事例2）認められない

補助金（1／3） 30,000円	← <b>補助裏</b> → 60,000円	
	← 受益者負担（90,000円） →	

※（事例2）の場合、受益者が事業費と同額の90,000円を負担しているため、補助金を30,000円交付した場合、整備事業者は90,000円と30,000円の合計額120,000円の収入が生じ<sup>1</sup>、事業費90,000円を超えるため、補助金の交付対象外となる。

（事例3）認められる

補助金 15,000円	<b>補助裏</b> 30,000円	<b>交付対象外経費</b> 45,000円
	← 受益者負担（75,000円） →	

※（事例3）の場合、事業費に補助率1／3を乗じた場合、30,000円となり、受益者負担額が負担している75,000円と合算した場合、105,000円となり、事業費を超過する。したがって、交付対象費用は、補助金を15,000円とした場合、その3倍の45,000円までが、補助金の対象経費となる。

<sup>1</sup> 最終的には、「120,000円（合計額）－90,000円（事業費）＝30,000円」が事業者の収入となる。



（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

**問8 予備の機器は交付対象となるのか。**

（答）

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる（所謂ホットスタンバイ）仕組みとなっている場合は交付対象となる。但し、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので原則交付対象外である。

**【更問】**

**ループ化又は2ルート化する場合の非常用のケーブルは交付対象となるのか。**

（答）

対象となる。なぜならば、ループ化されたネットワークは非常用の機能を併せ持つておるものであり、また、ネットワークの信頼性確保に必要だからである。（ループ化、2ルート化する場合においては、現用に障害が発生した場合、自動的に切り替えることが可能な信頼性の高いものを整備すること。）

（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

**問9 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか？**

（答）

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の交付対象とすることができるが、目的を異にする事業<sup>2</sup>と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。  
※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の交付対象から外すことが望ましい。

<sup>2</sup> 例えば、ラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、局舎施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が地域情報化と相違する場合。

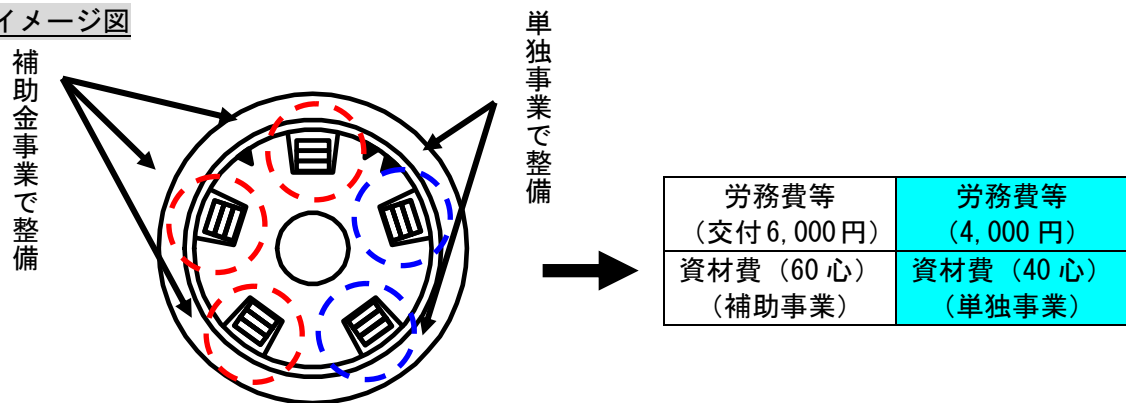
（「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係）

問10 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

（答）

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、心数比により按分することとする。例えば、100心のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60心、単独事業で敷設するものが40心であった場合、資材費（光ケーブル）の心数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業利用心線数と他事業の利用心線数の距離換算した合計値の比率（心線全体の按分比率）により交付対象経費を算出する。

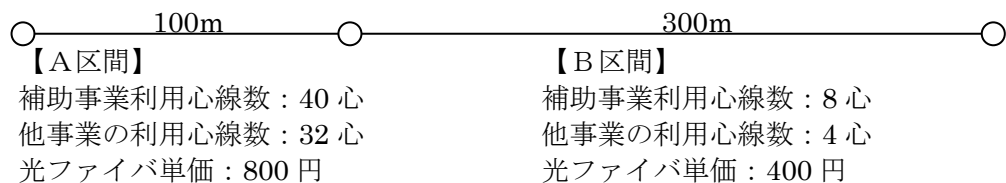
イメージ図



【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に補助事業利用心線数と他事業の利用心線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価（/m）を乗じて交付対象経費を算出する。

$$\text{交付対象経費} = \frac{\text{補助事業利用心線数}}{\text{補助事業利用心線数} + \text{他事業の利用心線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$



$$\bullet \text{ A区間交付対象経費} = \frac{40 \text{ 心}}{40 \text{ 心} + 32 \text{ 心}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

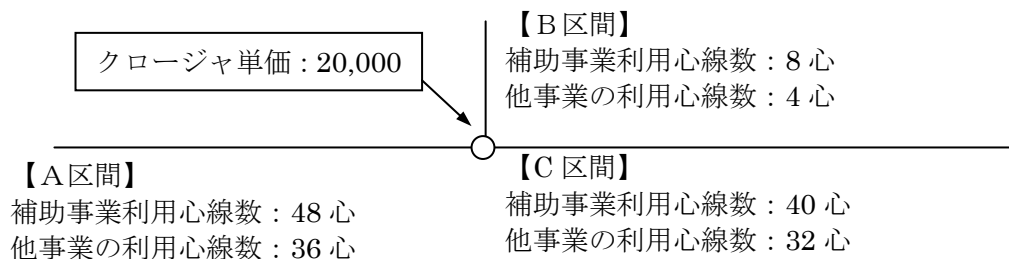
$$\bullet \text{ B区間交付対象経費} = \frac{8 \text{ 心}}{8 \text{ 心} + 4 \text{ 心}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰心が発生した場合も、当該余剰心は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

### 【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えばクロージャ）については、補助事業の利用心線数と他事業の利用心線数により部材単価を按分し、交付対象経費を算出する。

$$\text{交付対象経費} = \frac{\text{補助事業利用心線数}}{\text{補助事業利用心線数} + \text{他事業の利用心線数}} \times \text{部材単価 (円/m)}$$



$$\bullet \text{クロージャ交付対象経費} = \frac{48 \text{ 心}}{48 \text{ 心} + 36 \text{ 心}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

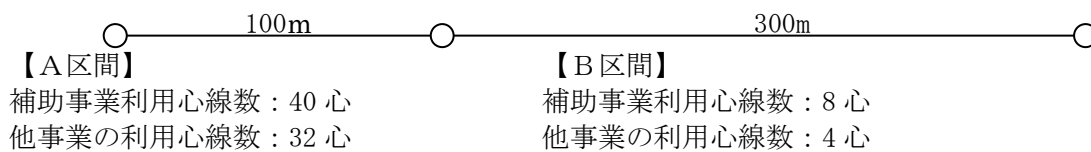
※規格統一等により結果的余剰心が発生した場合も、当該余剰心は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

### 【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に補助事業利用心線数と他事業の利用心線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、補助事業利用心線数と他事業の利用心線数の距離換算した合計値の比率（心線全体の按分比率）で按分し、交付対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業利用心線の距離換算値}}{\text{補助事業利用心線の距離換算値} + \text{他事業の利用心線の距離換算値}}$$

$$\text{交付対象経費} = \text{光ファイバの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



光ファイバ敷設工事費合計：1,000,000 円

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 心}}{40 \text{ 心} + 32 \text{ 心}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 心}}{8 \text{ 心} + 4 \text{ 心}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 心}}{40 \text{ 心} + 32 \text{ 心}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 心}}{8 \text{ 心} + 4 \text{ 心}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.5\text{m}}{255.5\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.638$$

$$\bullet \text{交付対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.638 = 638,000 \text{ 円}$$

〔Ⅲ. 交付申請事務マニュアル〕関係

問 1 1 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（交付対象外部分）」の範囲は何か？

（答）

一体施工工事の定義として「交付対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、交付事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事をいう」である。

【更問】

出精値引きの取扱いについて

（答）

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業交付対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業交付対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

〔Ⅲ. 交付申請事務マニュアル〕関係

問 1 2 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法は無いのか。

（答）

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分以外の方法もあるが、随時総務省へ相談願いたい。

〔Ⅲ. 交付申請事務マニュアル〕関係

問 1 3 ONU等、各家庭に設置される端末は交付の対象となるか。

（答）

各家庭に設置される端末も交付対象となる。但し、補助事業者以外の所有となるものについては交付の対象とはならないので注意すること。交付対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。また、宅内端末については、制度上は交付対象として扱いますが、予算の状況に応じて査定される可能性が高いことを留意すること。

(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

**問 1 4 引込線は交付対象として認められるか。**

(答)

民間事業者が電気通信基盤を自ら整備し、サービスを行う場合、各家庭への引込線の敷設に係る負担金を徴するが多い。このため、補助事業においても、一律に交付対象外とすることも考えられるが、民間事業者がキャンペーン等により負担金を無料とする場合もあることにかんがみ、サービス開始当初から加入することが見込まれる世帯に係る引込線については補助対象とすることを認めることとする。

この場合、「加入することが見込まれる」とは同意書又は事前申込書等によりサービス開始時点で確実に加入することが担保できる世帯に限り、交付決定後に当該申込を撤回する等の場合には、補助対象外とする処理を要する。

なお、「加入」とは、当該引込線を用いてサービスを受ける意思を表明することをいうため、必ずしもインターネット接続サービスを契約している世帯に限るものではなく、何らかの行政サービス等の住民向けアプリケーションの提供を受けている場合も対象となる(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

(「Ⅲ. 交付申請事務マニュアル」関係)

**問 1 5 Ⅲ 3 の別紙 1-1 「光ファイバケーブルの整備(使用)計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「交付対象芯数」とカウント可能とは具体的にどういうことか。**

(答)

具体的については以下のとおり。

例 1 : 必要芯数は 90 芯必要だが、90 芯のケーブルを特注で購入するとコストがかかるため、既製品 100 芯のケーブルを購入する場合。この場合は、90 芯と 10 芯で費用按分する必要はなく、100 芯全てを交付対象とする。

例 2 : 2 箇所ノードに 1 T ずつ接続するとき(必要芯数は 2 芯)、既製品のケーブルが 1 T 4 芯の形式であるため、2 T 用意しなくてはならない場合。

(「Ⅳ. 交付決定後について」関係)

問 1 6 I R U 契約により、「補助事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。

(答)

交付決定前までに、契約先の事業者が決定していることが望ましい。

(「Ⅳ. 交付決定後について」関係)

問 1 7 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了できないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、整備主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

## 付録 交付要綱様式記載例

様式第1号（第6条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ ※ 殿

※申請時現在の総務大臣名を記入

市町村長

○○ ○○

印（注1）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金交付申請書

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町、・・・及び○○村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

### 記

#### 1 事業の目的

○○県○○郡○○町にFTTH方式の超高速ブロードバンド基盤を整備する。また、整備した超高速ブロードバンド基盤を活用し、○○町が行う地域の情報化に係る取組等各種の振興又は整備に関する計画に記載のある○○の取組を推進する。

#### 2 交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○ 千円

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

#### 3 事業の概要

別紙1のとおり

#### 4 工事概要書

別紙2のとおり

#### 5 添付資料

- (1) 地域の振興又は整備に関する計画の写し
- (2) 事業に要する経費の見積書

## 付録 交付要綱様式記載例

- (3) 事業を市町村の連携主体が行うものについては、
- ① 当該事業を行う市町村の連携主体を構成する全市町村を列記したもの
  - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該事業を行う市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注3）

（注3）連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。



付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 (様式第 1 号関係)

事業の概要

市町村名 代表者氏名 (注 1)	〇〇町 (〇〇県) 町長 〇〇 〇〇
施設の設置場所	1 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ 2 局舎施設 〇〇町〇△ 1 - 2 (〇〇町役場) ※要綱別表 1 に掲げる内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

事業の目的 事業の概要 (注 2)	F T T H方式の超高速ブロードバンド基盤を整備する。また、整備した超高速ブロードバンド基盤を活用し、〇〇町が行う地域の情報化に係る取組等各種の振興又は整備に関する計画に記載のある〇〇の取組を推進する。
----------------------	--

※整備する内容及びサービス提供内容について具体的に記載すること。

(千円)

情報通信基盤整備推進補助金申請額 事業費 × 補助率	事業費
〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考 (注 3)
----------

## 付録 交付要綱様式記載例

(注1) 市町村の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長」

と記載すること。

(注2) 事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域で、かつ、条件不利地域を含む地域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図※を付する。

(注3) 事業を市町村の連携主体が行う場合は、本申請書に係る情報通信基盤整備推進補助金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う市町村の連携主体を構成する市町村ごとの負担額を記載する。

(※) 実施マニュアルⅢの1の「(3) 交付対象地域の事例」(P.〇)を参考に作成して下さい。

付録 交付要綱様式記載例

別紙 2 (様式第 1 号関係)

工事概要書

〇〇町  
 〇〇町長 〇〇 〇〇 印(注1)

1 設置場所

局舎設備 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地  
 (都道府) (市) (村)

線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△

※要綱別表 1 に掲げる内容を記載。

2 施設の内容

(1) 延べ床面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup> (注2)

(2) 設置される施設の概要

(例)

局舎設備の整備

線路設備(光幹線、分配線等)の整備

※要綱別表 1 に掲げる内容を記載。

3 事業の着手及び完了の時期

(1) 着手(予定)年月日 交付決定後速やかに着工予定

(2) 完了(予定)年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

※「(2)完了(予定)年月日」は工事の完了日(申請書別紙 1 (様式第 1 号関係)「事業の概要」に記載した完了予定日)

4 資金計画

(千円)

収入		支出 (事業費)
財源内訳		
補助金	交付(予定)額	〇〇, 〇〇〇
	〇〇, 〇〇〇	
事業を行う者の負担額	予算額	
自主財源(一般財源)	〇〇, 〇〇〇	

付録 交付要綱様式記載例

地方財政措置（注3） （ ）	〇〇, 〇〇〇	
その他（注4） （ ）	〇〇, 〇〇〇	
小計	〇〇, 〇〇〇	
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

5 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）（注2）

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

（注2）施設の整備又は改修を行わない場合には、延べ床面積の記入及び設計の概要図の添付を要しない。

（注3）過疎債等の名称を記載し、それぞれの額を記入する。

（注4）その他の財源（都道府県等補助金、事業者等の負担金等）を記入する。



付録 交付要綱様式記載例

4 予定する財源の内訳

(単位：千円)

	金額
総事業費	〇〇, 〇〇〇
交付金額	〇〇, 〇〇〇
地方財政措置 (起債名等を記載)	〇〇, 〇〇〇
自主財源	〇〇, 〇〇〇

※欄が不足する場合は適宜追加

5 地域の振興又は整備に関する計画との調和に関すること

※地方公共団体が行う地域の情報化に係る取組等各種の地域の振興又は整備に関する計画における当該事業の位置づけ、当該事業によりもたらされる効果等について具体的に記述。

本事業の目的は、FTTH方式の超高速ブロードバンド基盤の整備を行い、整備した超高速ブロードバンド基盤を活用し、〇〇町が行う地域の情報化に係る取組等各種の振興又は整備に関する計画に記載のある〇〇の取組を推進するものであり、調和が図られている。

6 整備計画の事後評価に関する事項

評価指標

※超高速ブロードバンドサービスの加入世帯数は必須。その他本事業によりもたらされる効果に関する指標等を具体的に記入。

- ①超高速ブロードバンドサービスの加入世帯数
- ②.....

目標

※目標年度、目標値を指標ごとに記入。

- ①超高速ブロードバンドサービスの加入世帯数  
平成〇〇年度 〇〇世帯
- ②.....  
平成〇〇年度 〇〇

目標達成に向けた取組

- ①住民向けインターネット教室の開催等の加入促進のための取組を行う。
- ②.....

評価の方法

サービス提供開始から2年後を目途に加入世帯数及び.....による事後評価を行い、総務省に対し報告するとともに、加入世帯数についてはインターネットを通じて公表することとしている。

6 その他必要な事項

普及促進のため、初年度に限り加入料・工事費無料のキャンペーンを実施。

付録 交付要綱様式記載例

様式第3号（第7条第1項関係）

市町村長（注） ○○ ○○ 殿

番 号  
年 月 日

総務大臣 印（注）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 」

と記載すること。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

申請書に記載されたとおりとする。

一部修正の上、別紙1のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、金 ○○, ○○○ 千円とする。

3 補助金の交付条件

事業を行う者は、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省第6号）並びに情報通信基盤整備推進補助金交付要綱の規定に従わなければならない。



付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 (様式第 3 号関係)

事業の概要

市町村名 代表者氏名 (注)	〇〇町 (〇〇県) 町長 〇〇 〇〇
施設の設置場所	1 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ 2 局舎施設 〇〇町〇△ 1 - 2 (〇〇町役場) ※要綱別表 1 に掲げる内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

事業の目的 事業の概要	F T T H方式の超高速ブロードバンド基盤を整備する。また、整備した超高速ブロードバンド基盤を活用し、〇〇町が行う地域の情報化に係る取組等各種の振興又は整備に関する計画に記載のある〇〇の取組を推進する。
----------------	--

(千円)

情報通信基盤整備推進補助金決定額 事業費 × 補助率	事業費
〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備 考
-----

(注) 市町村の連携主体にあっては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町、・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長

と記載すること。

付録 交付要綱様式記載例

様式第4号（第8条第2項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長  
○○ ○○ 印（注）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金 千円の交付申請（平成 年 月 日付 第 号）を取り下げます。

（注）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由
○○しなければならない。	左記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

付録 交付要綱様式記載例

様式第5号（第9条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長

〇〇 〇〇 印（注1）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業の一部を変更する必要があるため、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容	・事業費の額の変更 ・事業内容の変更 のいずれか、もしくは両方を記載してください。 ※交付要綱第9条（1）及び（2）を参照	F T T H方式による超 高速ブロードバンド基 盤施設の整備（整備対象 地域〇〇町〇△、×〇、 □△）	F T T H方式による超 高速ブロードバンド基 盤施設の整備（整備対象 地域〇〇町〇△、×〇、 □△、△△）

※交付申請書の事業の概要の変更点を記載する。

2 事業費

（千円）

	変更前	変更後	増減
総事業費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
交付金額	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考（注2）

（注2）事業を市町村の連携主体が行う場合は、本変更承認申請書に係る変更後の情報通信基盤整備推進補助金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う市町村の連携主体を構成する市町村ごとの負担額を記入する。

3 変更を必要とする理由

〇〇町における、町内の超高速ブロードバンドの未整備地域は、〇△、×〇、□△、△△、×△の5地域である。このうち、△△、×△については民間事業者によるサービス提供を予定していたが、△△地域については、民間事業者による採算性の再検討の結果〇月〇〇日にサービス提供に関する計画を白紙に戻すということとなり、△△地域については今後のサービスが見込まれない状況となった。そのため、本事業で当初から整備予定の〇△、×〇、□△に加え△△についても併せて整備することにより、町内の情報格差を是正するものである。

4 変更が事業に及ぼす影響

当初計画を変更するに当たって、光ファイバのルート変更を含めたネットワーク等を再設計した結果、施設・設備の額が下がったことにより、交付決定額内で実施することが可能となった。従って、当該事業の実施に支障はないものである。

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇, 〇〇〇 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

付録 交付要綱様式記載例

様式第6号（第9条第2項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長

〇〇 〇〇 印（注）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業を中止（廃止）したいので、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」  
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

本年（平成〇〇年）12月に発生した豪雪被害により、町域全体が大被害を受け、その復旧を最優先することとしたため、当該事業の年度内完了が困難となったことによる。

※中止（廃止）理由は具体的に記載して下さい。

2 支出額内訳

（千円）

既施工部分額	未施工部分額	合計
〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 平成〇〇年1月1日 ～ 平成〇〇年2月1日  
(2) 完了予定日 平成〇〇年3月〇日

## 付録 交付要綱様式記載例

様式第7号（第10条関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長  
○○ ○○ 印（注）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業事故報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金に係る事業について、下記の事故が発生したので、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

### 記

#### 1 事故の内容及びその原因

昨年（平成○○年）12月に発生した豪雪被害により、○○地区をカバーする○○局舎にいたる道路が通行不能になった。また、○○町全体の災害復旧作業も大幅に遅れている状況で、当初予定していた○○地区への幹線の敷設が○月（工期）までに完了できなくなった。

※必要に応じて事故の内容が分かる資料を添付して下さい。

#### 2 事業の現在の進捗状況

○○地区を除く幹線（光ファイバ）は敷設済であるが、○○地区においては、除雪作業がはかどらず、局舎整備を含めた工事に着手できない状況になっている。

#### 3 現在までに要した経費

※概算払い以外は「なし」と記載して下さい。

#### 4 事故に対してとった措置

○○町災害対策本部と調整し、災害復旧作業を○月までに終わらせるとともに、事業の当初計画を見直した。

## 付録 交付要綱様式記載例

### 5 事業の遂行及び完了の予定

平成〇〇年3月〇〇日 完了予定

付録 交付要綱様式記載例

様式第8号（第11条関係）

番 号  
年 月 日※

※工事が完了した日（竣工）以降

総務大臣 殿

市町村長

〇〇 〇〇 印（注）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信基盤整備推進補助金に係る事業の実施状況について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

記

事業状況表

（千円）

交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B)/(A)%	差 額 (A)-(B)	実績見込額
〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇



付録 交付要綱様式記載例

様式第9号（第12条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長  
○○ ○○ 印（注1）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金事業実績報告書

平成○○年○○月○○日付○○○第○○○号で補助金の交付決定通知のあった平成○○年度情報通信基盤整備推進補助金に係る事業は、完了（廃止）しましたので、平成○○年度における実績について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 印 」  
と記載すること。

記

1 補助金の使用状況

（千円）

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
平成○年○月○日 ○○, ○○○ ※	—	—

※ 国の交付決定日及び交付決定額

## 付録 交付要綱様式記載例

### 2 事業の実施状況（注2）

市町村名	〇〇町（〇〇県）
代表者氏名（注3）	町長 〇〇 〇〇
施設の設置場所	1 線路設備 〇〇町〇△、×〇、□△ 2 局舎施設 〇〇町〇△1-2（〇〇町役場） ※要綱別表1に掲げる内容を記載。
工事施工業者名	（株）〇〇通信工業 ※1
着工日	平成〇〇年〇月〇日 ※2
完了日	平成〇〇年〇月〇日 ※3

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

（注3）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町、・・・及び〇〇村）代表  
市町村長」

と記載すること。

※1 全ての施行業者名を記載して下さい。

※2 国から市町村へ交付決定通知をした以降の日。（補助事業は、国から市町村から交付決定通知した日以降でなければ一切契約工事は開始できません。交付決定通知以前に工事に着手した場合は、その工事は補助事業の対象外となりますので注意して下さい。）

※3 事務事業が完全に終了したとき（補助対象工事の竣工時等。）。

### 3 事業の目的・概要

事業の目的 事業の概要	F T T H方式の超高速ブロードバンド基盤を整備する。また、整備した超高速ブロードバンド基盤を活用し、〇〇町が行う地域の情報化に係る取組等各種の振興又は整備に関する計画に記載のある〇〇の取組を推進する。 ※4
----------------	---

※4 事業の目的及び概要については、原則交付申請時と同様の内容を記載。変更承認申請を提出し目的及び概要が変更されている場合は、承認後の内容を記載して下さい。承認されていない計画変更は認められません。

付録 交付要綱様式記載例

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助金	平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日)	—	
	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇) (A) ※ 5	—	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (A)
市町村の負担額	予算額	—	実績額
自主財源(一般財源)(B)	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
地方財政措置(注4) ( ) (C)	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
その他(注5) ( ) (D)	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
小計(E) ((B)+(C)+(D))	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
合計 ((A)+(E))	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇

(注4) 過疎債等の名称を記載し、それぞれの額を記入する。

(注5) その他の財源(都道府県等補助金、事業者等の負担金等)を記入する。

(円)

支 出	
予算額	実績額 (支出額合計)
〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇

※5 変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記して下さい。(支出区分でも同様に記載して下さい。)

## 付録 交付要綱様式記載例

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

## 6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

付録 交付要綱様式記載例

様式第10号（第13条第1項関係）

市町村長（注） 殿

番 号  
年 月 日

総務大臣 印

平成〇〇年度情報通信基盤整備推進補助金の額の確定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号で実績報告のあった平成〇〇年度情報通信基盤整備推進補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 ）」

と記載すること。

記

補助金の確定額は、金 〇〇, 〇〇〇千円とする。

付録 交付要綱様式記載例

様式第 1 1 号（第 1 4 条第 2 項関係）

総務大臣 殿

番 号  
年 月 日

市町村長

〇〇 〇〇

印（注）

平成 年度情報通信基盤整備推進補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤整備推進補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 〇〇, 〇〇〇千円也

2 内訳

（精算払の場合）

（千円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額①－②
〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

（概算払の場合）

（千円）

交付決定額 ①	前回までの 概算払受領 額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

付録 交付要綱様式記載例

様式第12号（第16条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長  
○○ ○○ 印（注1）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注1）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

記

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 1 補助金額（交付要綱第14条による額の確定額）    | ○○, ○○○円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額      | ○○, ○○○円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | ○○, ○○○円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）             | ○○, ○○○円 |

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

## 付録 交付要綱様式記載例

様式第13号（第18条第1項、第19条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長  
○○ ○○ 印（注1）

申請  
情報通信基盤整備推進補助金に係る財産処分届出書 ※

平成 年度において、情報通信基盤整備推進補助金事業により取得した施設の財産  
処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。  
届出書 ※

※ 申請、届出のいずれかを記載して下さい。

（注1）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

### 記

#### 1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取壊し又は廃棄の別）

#### 2 処分の理由

今年（平成○○年）○月に発生した台風○号による破損による。

※具体的に記載して下さい。

#### 3 取得財産の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 施設設置者（事業主体）の名称
- (3) 施設の所在地
- (4) 事業費（→実績額を記載して下さい。）
  - (ア) 情報通信基盤整備推進補助金
  - (イ) 市町村負担金

#### 4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注2）



## 付録 交付要綱様式記載例

### (2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

### (3) 処分の期間 (注2)

### (4) 処分の条件 (注3)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める額を記入する。

(注2) 譲渡、取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

(注3) 取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

## 5 添付書類

(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し

(2) その他参考資料

付録 交付要綱様式記載例

様式第14号（第21条第1項関係）

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

市町村長  
○○ ○○ 印（注）

事後評価報告書（中間評価）

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）市町村の連携主体にあつては、  
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

記

1. 事業概要

- (1) 工事完了日：平成○○年○○月○○日
- (2) サービス開始日：平成○○年○○月○○日

2. 目標達成状況

指 標	目 標 (目標年度)	実績値		
		平成○○年度	平成○○年度	平成○○年度
超高速ブロードバンドの加入世帯数	○○世帯 (平成○○年度)	○○世帯	○○世帯	○○世帯
	( )			
	( )			

※欄が不足する場合は適宜追加

3. 目標達成に向けて実施した取組

「○○年○○月、自治体にて住民向けインターネット教室を開催した」等の加入促進のために実施した取組を全て記載。

## 付録 交付要綱様式記載例

### 4. 評価

※評価指標ごとに具体的に記入。目標達成に向けて実施した取組の効果についても合わせて記入。

超高速ブロードバンドの加入世帯数：〇〇などの取組を実施した結果、超高速ブロードバンドの加入世帯数の目標については目標年度までにほぼ達成する見込み。

### 5. 課題への対応策

項目4での評価を踏まえ、今後の課題に対する対応策について記述。評価指標ごとの目標を達成出来なかった場合は、その原因についても言及するなど、具体的に記述。

## 付録 交付要綱様式記載例

様式第15号（第21条第1項関係）

総務大臣 殿

番 号  
年 月 日

市町村長

〇〇 〇〇

印（注）

### 事後評価報告書（再評価）

情報通信基盤整備推進補助金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注）市町村の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

### 記

#### 1. 事業概要

(1) 工事完了日：平成〇年〇月〇日

(2) サービス開始日：平成〇年〇月〇日

#### 2. 目標達成状況

指 標	目 標 (目標年度)	実績値		
		平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度
超高速ブロードバンドの加入世帯数	〇〇世帯 (平成〇年度)	〇〇世帯	〇〇世帯	〇〇世帯
	( )			
	( )			

※欄が不足する場合は適宜追加

#### 3. 中間評価を踏まえて実施した取組

「〇年〇月、自治体にて住民向けインターネット教室を開催した」等の加入促進のために実施した取組を全て記載（中間評価以後に実施したものに限る）。

4. 評価

※評価指標ごとに具体的に記入。中間評価を踏まえて実施した取組の効果についても合わせて記入。

超高速ブロードバンドの加入世帯数：中間評価を踏まえて実施した取組（具体的に記述）によって、超高速ブロードバンドの加入世帯数の目標は目標年度までに達成した。

※目標を達成できなかった場合、その原因及び対応策について具体的に記述。

情報通信基盤整備推進補助金実施マニュアル

初版 平成28年5月発行

(問い合わせ先)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課

電話/FAX 03-5253-5867/03-5253-5868

総務省 総合通信局 部 課

電話/FAX \_\_\_\_\_